

史跡を構成する諸要素（史跡地内）	
・本質的価値を構成する要素	飛鳥～奈良時代の官衙や寺院の遺構・遺物
・本質的価値を構成する要素以外の諸要素	官衙や寺院が廃絶されてから、現在に至るまでに新たに追加された諸要素
史跡の周辺地域の環境を構成する諸要素（史跡地外）	
・本質的価値に準ずる要素	史跡に指定されていない範囲の地下に埋蔵されている官衙の遺構や遺物
・本質的価値に準ずる要素以外の諸要素	官衙期以外の遺構・遺物や、飛鳥～奈良時代以降現在に至るまでに新たに追加された諸要素

(1) 史跡を構成する諸要素

指定地において、本質的価値を構成する要素（第●図）

① 地下に埋蔵されている遺構・遺物

- 遺構：石組池跡，石敷，石組溝跡，掘立柱建物跡，材木列・板塀跡，竪穴住居跡，溝跡，基壇跡，井戸跡等
- 遺物：須恵器（円面硯など），土師器，瓦（鴟尾など），木簡，金属製品等

② 遺構間の空閑地など，遺構が存在しない範囲を含む，官衙としての空間的利用

指定地において、本質的価値を構成する要素以外の諸要素（第●図）

③ 史跡の歴史的変遷にかかわる要素

- 官衙期以外の時代の遺構・遺物（中世～近世の遺構・遺物）
- 居久根（いぐね）

政庁部分に位置するケヤキから成る屋敷林で，史跡地内に残る唯一の緑地。住宅化が進むこの区域において仙台近郊農村の伝統的な風景を織り成している。

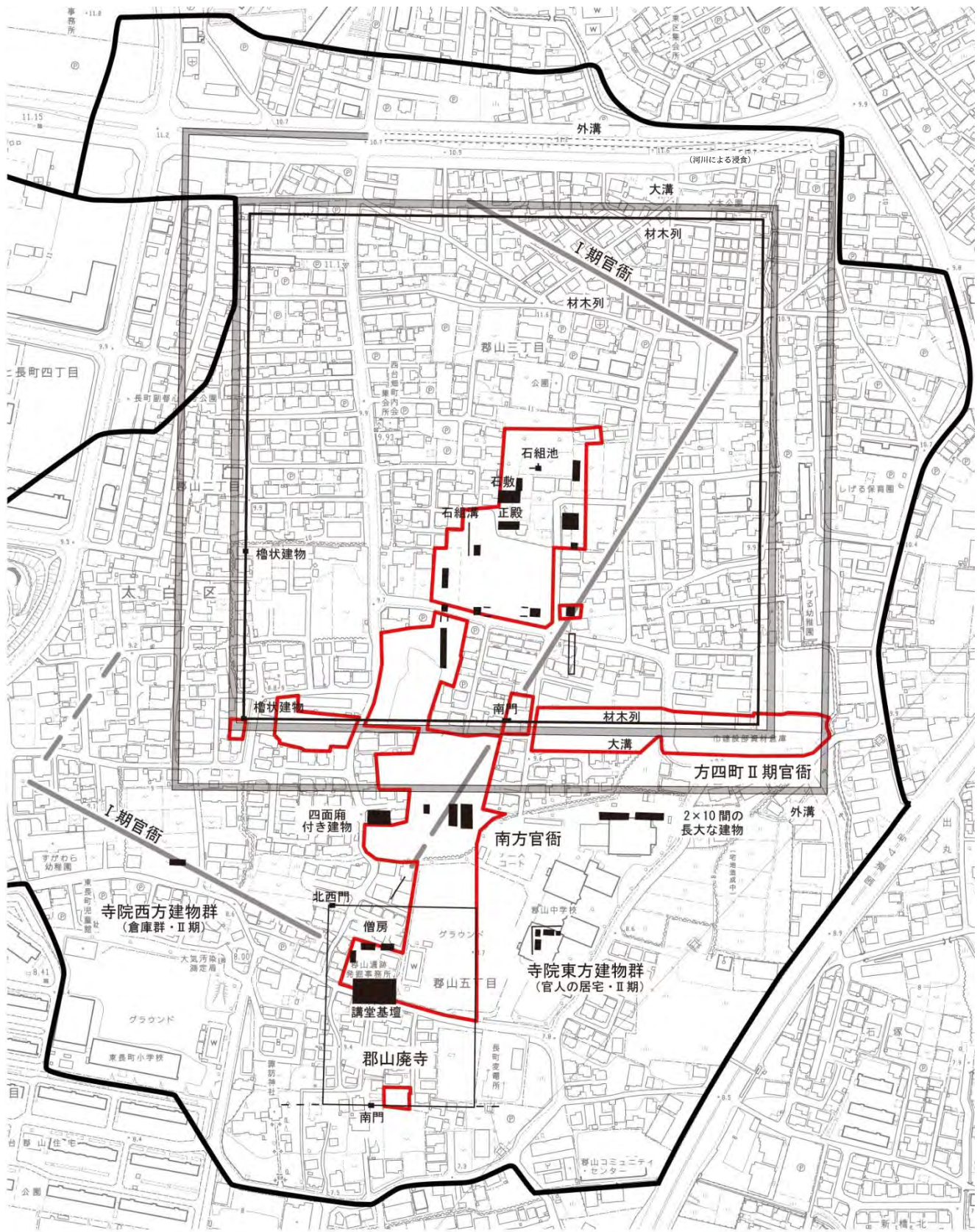
④ 史跡の保存管理・活用に資する要素

- 郡山遺跡説明板 ○史跡標識 ○調査事務所 ○土地境界杭（標）
- 木柵・生垣 ○花壇 ○暫定整備遺構表示（郡山廃寺跡 講堂跡・僧房跡）
- 居久根（いぐね）

現在生育するケヤキの木は，官衙と直接的なかわりはないが，天武・持統朝においては飛鳥寺の西の「齋槻の広場」で蝦夷等の服属儀礼が行われたとされ，石組池の傍らに所在するケヤキ（＝槻）の木は，史跡の本質的価値の理解に資するものと位置づけられる。

⑤ その他の要素

- 農耕地等
畑地（ビニールハウス）
- 民家その他の建築物及び工作物
民家及び付属施設，学校施設（校庭・プール（昭和48年建築）等），市の施設
- 道路等
市道，水路
- その他の人工物
電柱・支線，埋設管，ゲートボール場，一時避難所の案内板，カーブミラー



指定区域

第 四 指定地において、本質的価値を構成する要素



石組池跡



石敷



石組溝跡



掘立柱建物跡（Ⅱ期官衙正殿）



掘立柱建物跡（Ⅱ期官衙南門）
・材木列跡(Ⅱ期官衙南辺)



材木列跡(Ⅱ期官衙南辺)

写真● 指定地にあつて、本質的価値を構成する要素の写真



掘立柱建物跡（檣状建物）



材木列跡・大溝跡（Ⅱ期官衙南辺）



掘立柱建物跡（南方官衙）



基壇跡（郡山廃寺講堂）



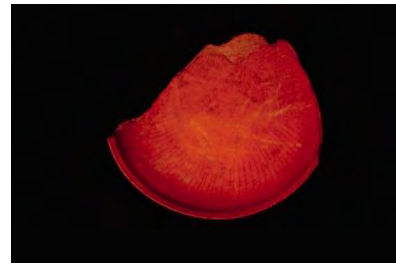
井戸跡（郡山廃寺）



円面硯・刀子・木簡



軒丸瓦



畿内産土師器



土師器・須恵器
（Ⅱ期官衙出土遺物）

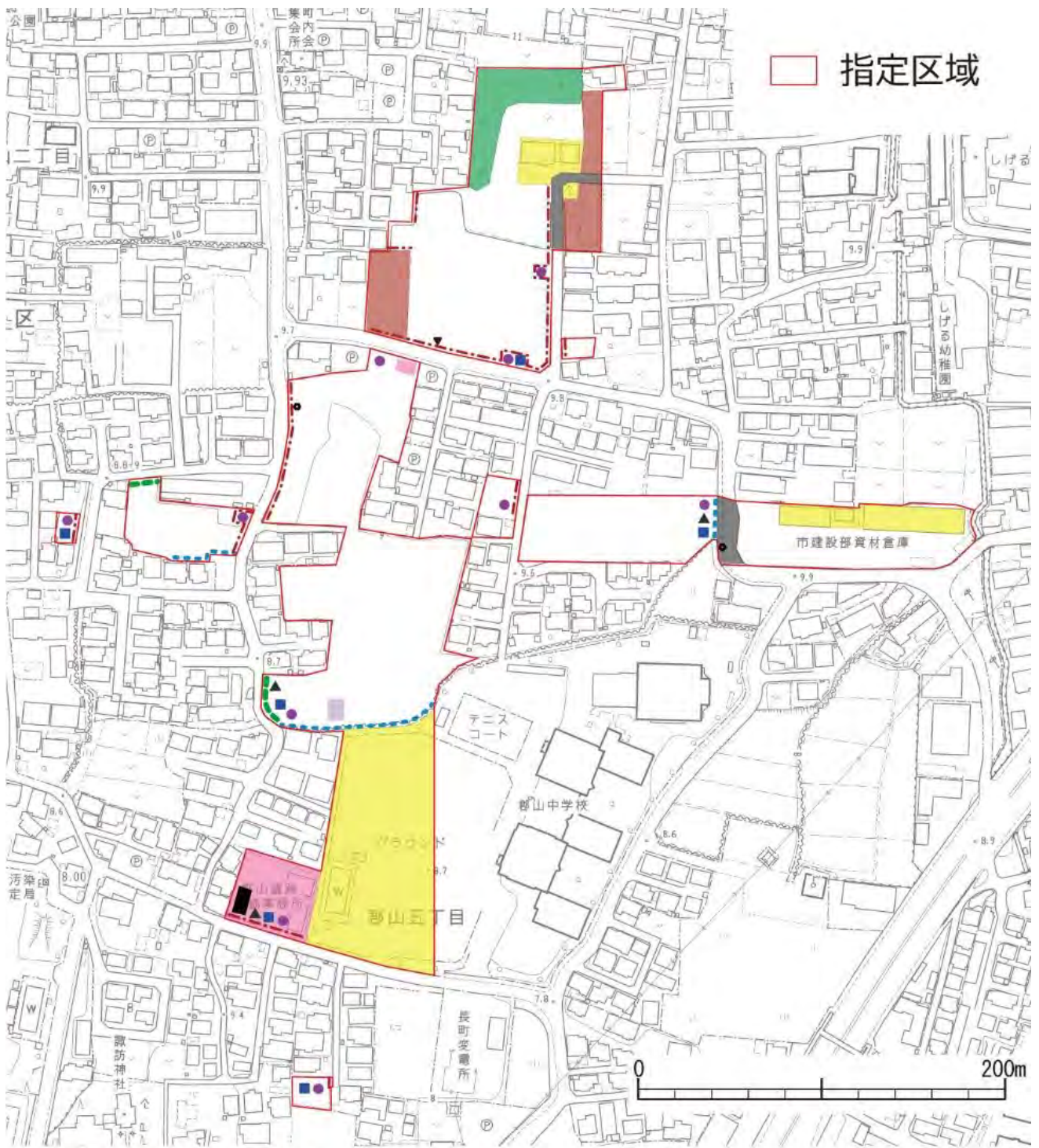


土師器・須恵器
（Ⅰ期官衙出土遺物）



関東系土師器

写真● 指定地にあつて、本質的価値を構成する要素の写真



史跡の歴史の変遷にかかわる要素
史跡の保存管理・活用に関する要素

その他の要素

- 居久根(いくね)
- 郡山遺跡説明版
- 史跡標識
- 調査事務所
- 暫定整備(遺構平面表示・花壇)
- 木柵
- 生垣

- 農耕地等：畑地(ビニールハウス)
- 民家その他の建築物及び工作物
- 市道
- 電柱・支線
- いっとき避難案内板
- 民家及び付属施設
： 学校施設(校庭・プール等)
市の施設
- 水路
- ゲートボール場
- カーブミラー

第 図 指定地において、本質的価値を構成する要素以外の諸要素



中世～近世の遺構



居久根



郡山遺跡説明板・
史跡標識



調査事務所



土地境界標



木柵



生垣



花壇・遺跡説明板



暫定整備遺構表示
(郡山廃寺跡・講堂跡)



市の施設



市道・電柱



電柱支線



ゲートボール場



いっとき避難 案内板



カーブミラー

写真● 指定地において、本質的価値を構成する要素以外の諸要素の写真

史跡を構成する諸要素（史跡地内）	
・本質的価値を構成する要素	飛鳥～奈良時代の官衙や寺院の遺構・遺物
・本質的価値を構成する要素以外の諸要素	官衙や寺院が廃絶されてから、現在に至るまでに新たに加えられた諸要素
史跡の周辺地域の環境を構成する諸要素（史跡地外）	
・本質的価値に準ずる要素	史跡に指定されていない範囲の地下に埋蔵されている官衙の遺構や遺物
・本質的価値に準ずる要素以外の諸要素	官衙期以外の遺構・遺物や、飛鳥～奈良時代以降現在に至るまでに新たに加えられた諸要素

(2) 史跡の周辺地域の環境を構成する諸要素

史跡地外にあって、本質的価値に準ずる要素

㊦地下に埋蔵されている遺構・遺物

○遺構：掘立柱建物跡，材木列・板塀跡，竪穴住居跡，溝跡等

○遺物：須恵器，土師器，金属製品等

㊧遺構間の空閑地など，遺構が存在しない範囲を含む，官衙としての空間的利用

史跡地外にあって、本質的価値に準ずる要素以外の諸要素

㊨史跡の歴史的変遷にかかわる要素

官衙期以外の時代の遺構・遺物

○縄文時代後期の遺構・遺物 ○弥生時代の水田跡 ○古墳周溝とみられる溝跡・埴輪

○平安時代の水田跡 ○古代末期の遺構（溝跡）・遺物 ○中世～近世の遺構・遺物

㊩史跡の保存管理・活用に資する要素

○歩道舗装を利用した遺構平面表示（Ⅱ期官衙外溝の北西隅部付近）

○郡山遺跡説明板 ○郡山中学校校舎内遺構復元表示（官人の居宅と考えられる建物群）

㊪その他の要素

○緑地等

神社林，街路樹

○農耕地等

畑地

○民家その他の建築物及び工作物

民家及び付属施設，民間施設（商業施設・教育施設・神社等），

学校施設（校舎・体育館・プール等），国の施設

○道路等

市道，水路，私道

○その他の人工物

電柱・支線，埋設管，公園，駐車場，カーブミラー，ガードレール，信号機



掘立柱建物跡
(I期官衙中枢部)



掘立柱建物跡
(I期官衙倉庫跡)



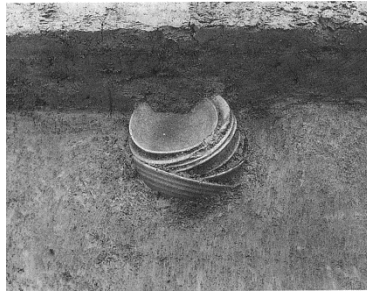
縄文時代後期の遺構・遺物



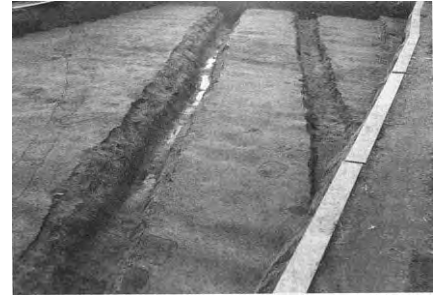
弥生時代の水田跡



古墳周溝とみられる溝跡



平安時代の水田跡
(遺物出土状況)



古代末期の遺構(溝跡)



歩道舗装を利用
した遺構平面表示



郡山遺跡説明板



郡山遺跡説明板



郡山遺跡説明板




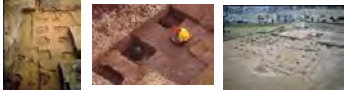


























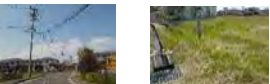




郡山中学校校舎内
遺構復元表示(西から)

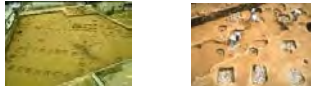

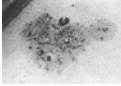






郡山中学校校舎内
遺構復元表示(北から)

写真● 史跡の周辺地域の環境を構成する諸要素の写真

地区	分類	要素		
史跡指定地	本質的価値を構成する要素	遺構	石組池跡	
			石敷	
			石組溝跡	
			掘立柱建物跡	
			材木列・板塀跡	
			竪穴住居跡・竪穴建物跡	
			溝跡	
			基壇跡	
			井戸跡	
	遺物	須恵器(円面硯など)		
		土師器	 	
		瓦(鴟尾など)	 	
		木簡	  	
		金属製品		
	遺構間の空地など、遺構が存在しない範囲を含む、官衙としての空間的利用			

地区	分類		要素		
史跡指定地	本質的価値を構成する要素以外の諸要素	史跡の歴史の変遷にかかわる要素	中世～近世の遺構・遺物		
			居久根(いぐね)		
		史跡の保存管理・活用に資する要素	郡山遺跡説明板	史跡標識	
				調査事務所	
			土地境界杭(標)		
			木柵・生垣		
			花壇		
			暫定整備遺構表示 (郡山廃寺跡 講堂跡・僧房跡)		
			居久根(いぐね)		
			その他の要素	ア 農耕地等	畑地(ビニールハウス)
	イ 民家その他の建築物及び工作物	民家及び付属施設			
		学校施設(校庭, プール等) (昭和48年建築)			
		市の施設			
	ウ 道路等	市道			
		水路			
	エ その他の人工物	電柱・支線		埋設管	
				ゲートボール場	
		一時避難所の案内板			
		カーブミラー			

地区	分類		要素				
史跡地外	本質的価値に準ずる要素		遺構	掘立柱建物跡			
				材木列・板塀跡			
				竪穴住居跡・竪穴建物跡			
				溝跡			
			遺物	須恵器 土師器 金属製品			
	遺構間の空閑地など、遺構が存在しない範囲を含む、官衙としての空間的利用						
	本質的価値に準ずる要素以外の諸要素		史跡の歴史的変遷にかかわる要素		官衙期以外の時代の遺構・遺物	縄文時代後期の遺構・遺物	
						弥生時代の水田跡	
						古墳周溝とみられる溝跡・埴輪	
						平安時代の水田跡	
古代末期の遺構(溝跡)・遺物							
中世～近世の遺構・遺物							

地区	分類		要素		
史跡地外	史跡の保存管理・活用に資する要素	歩道舗装を利用した遺構平面表示(Ⅱ期官衙外溝北西隅部付近)			
		郡山遺跡説明板			
		郡山中学校校舎内遺構復元表示(官人の居宅と考えられる建物群)			
	本質的価値に準ずる要素以外の諸要素	その他の要素	緑地等	神社林 街路樹	
			農耕地等	畑地	
			民家その他の建築物及び工作物	民家及び付属施設 民間施設(商業施設, 教育施設, 神社等) 学校施設(校舎, 体育館, プール等) 国の施設	
			道路等	市道	
				水路	
				私道	
			その他の人工物	電柱・支線	
				埋設管	
				公園	
				駐車場	
				カーブミラー	
ガードレール					

史跡指定の状況や本質的価値にかかわる要素の分布状況から、郡山遺跡（一部西台畑遺跡を含む）を次の4つの地区に分類する。

① 指定地（下図 赤地部分）

「国史跡を目指す範囲」のうち、先行して指定された史跡地。Ⅱ期官衙中枢部の石組池跡・石敷・正殿，Ⅱ期官衙外郭施設（南辺）の材木列・大溝・外溝，郡山廃寺の講堂・僧房などが存在。

② 将来指定を目指す範囲（下図 青地部分）

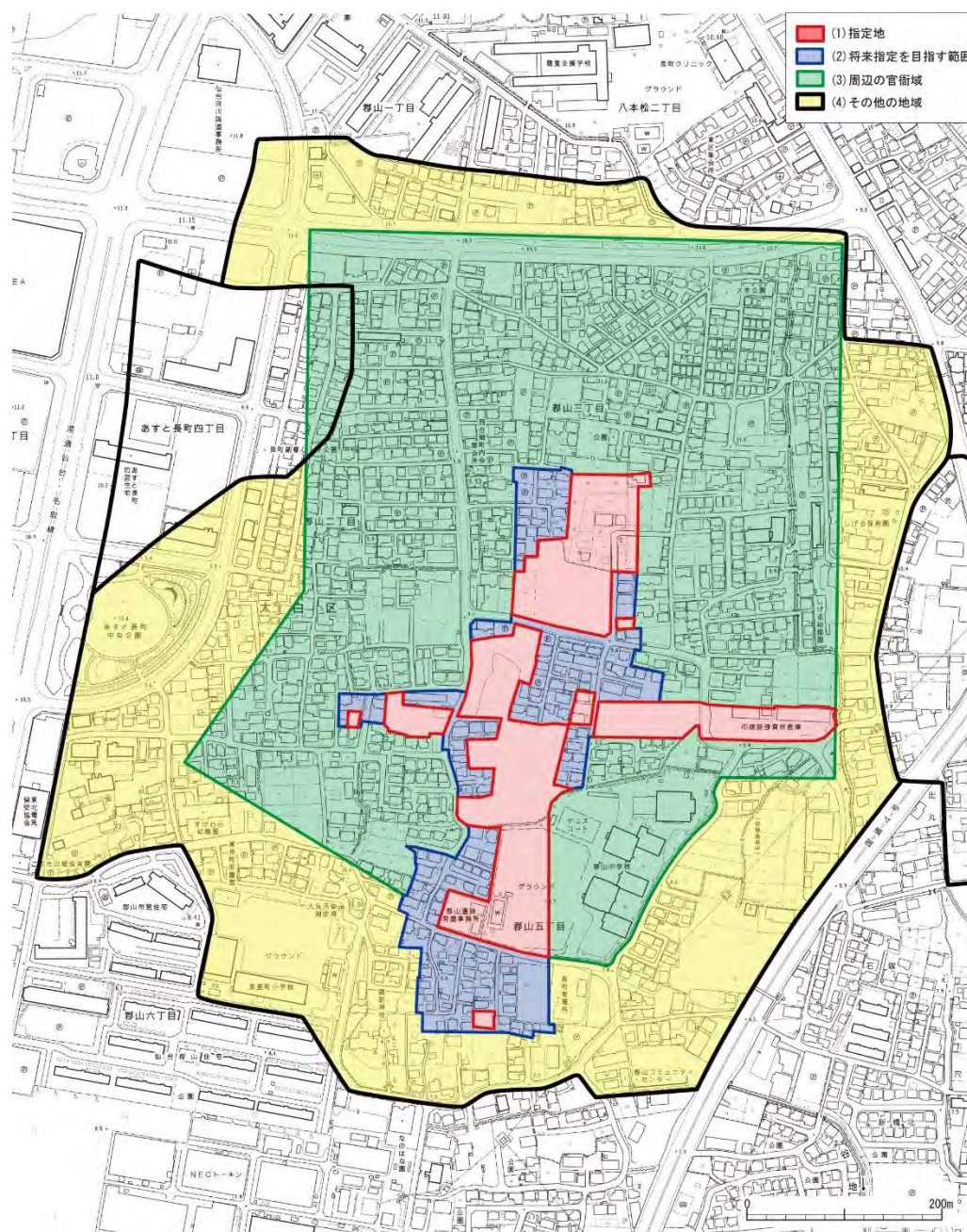
「国史跡を目指す範囲」のうちの未指定地部分で，Ⅱ期官衙の中枢部から外郭南辺そして郡山廃寺と繋がる区域。

③ 周辺の官衙域（下図 緑地部分）

②の外側に広がるⅠ期・Ⅱ期官衙域。

④ その他の地域（下図 黄地部分）

①～③以外の郡山遺跡地内。



第 四 図 史跡指定範囲と官衙域等

第5章 現状・課題

1 保存（保存管理）

保存管理の現状・課題を第●図の地区別に整理すると以下のようになる。

区分	保存管理の現状	保存管理の課題
① 指定地	(ア) 平成20年3月に策定した「保存管理計画」に基づき、原則として史跡にとって必要な行為以外の現状変更は認めていない。	(ア) 引き続き史跡にとって必要な行為以外の現状変更は認めず、適切に史跡地を保存していく必要がある。
	(イ) 発掘調査していない箇所があり、Ⅱ期官衙(およびⅠ期官衙)の構成が不明な部分や、遺構の保存状況が不明な部分がある。	(イ) 継続的・計画的な発掘調査を行う必要がある。 (ウ) 調査研究を進め、史跡の全体像を明らかにする必要がある。
	(ウ) 公有化のタイミングは地権者の事情を尊重しており、一体的な整備まで時間がかかる。	(エ) 地権者の同意の上、条件が整い次第順次公有化する必要がある。 (オ) 整備の開始時期については、整備基本計画策定の中で検討していく必要がある。また、一体的な整備を実施するまでに、区分けした上で順次整備を行うことなどを検討する必要がある。
	(エ) 公有化した土地は未整備であり、市が維持管理を行っている。 (オ) 公有地の増加と共に除草・剪定等の維持管理費が増大しており、予算内では充分な対応をすることが難しい。	(カ) 地域住民の指摘等によって問題点を把握する場合も多く、より細やかな見回り等が必要である。 (キ) 維持管理予算を確保する必要がある。
	(カ) 道路によって史跡地が分断されているため、史跡のスケール感が伝わりづらい。 (キ) 道路下の遺構の有無や保存状況が確認できない。	(ク) 史跡の一体的な整備に向けて道路の取扱いに係る協議が必要である。
	(ク) 市有地には学校用地、他部局の管理地を含んでおり、当該地については発掘調査をする機会が少なく、遺構の保存状況が不明な部分がある。	(ケ) 史跡の一体的な整備に向けて学校用地、他部局管理地の取扱いに係る協議が必要である。
	(ケ) 大雨時に指定地が冠水することがある。	(コ) 排水のための施設が必要である。
② 将来指定を目指す範囲	(ア) 平成20年3月に策定した「保存管理計画」に基づき、開発の計画段階で協議を行い、地下遺構が極力破壊されないよう協力を求めている。	(ア) 公有化できず、開発行為が行われる場合は、引き続き、遺構面を保存できる工法にするなどの協力を得る必要がある。
	(イ) 発掘調査していない箇所があり、Ⅱ期官衙(およびⅠ期官衙)の構成が不明な部分や、遺構の保存状況が不明な部分がある。	(イ) 史跡指定および公有化後、継続的・計画的な発掘調査を行う必要がある。 (ウ) 調査研究を進め、史跡の全体像を明らかにする必要がある。
	(ウ) 公有化のタイミングは地権者の事情を尊重しており、予算確保と地権者の買取希望の時期の調整が難しい。	(エ) 地権者の同意の上、条件が整い次第順次公有化する必要がある。 (オ) 整備の開始時期については、整備基本計画策定の中で検討していく必要がある。また、一体的な整備を実施するまでに、区分けした上で順次整備を行うことなどを検討する必要がある。
	(エ) 地権者の世代交代や、売買による新規住民が増加しており、史跡についての理解が得られていない場合がある。	(カ) 情報発信を強化していく必要がある。
	(オ) 道路によって史跡を目指す範囲が分断されているため、史跡のスケール感が伝わりづらい。 (カ) 道路下の遺構の有無や保存状況が確認できない。	(キ) 史跡の一体的な整備に向けて道路の取扱いに係る協議が必要である。
(キ) 企業有地を含んでおり、当該地については発掘調査をする機会が少なく、遺構の保存状況が不明な部分がある。	(ク) 史跡の一体的な整備に向けて企業有地の取扱いに係る協議が必要である。	
③ 周辺の官衙域・④ その他の地域(包蔵地)	(ア) 発掘調査していない箇所があり、Ⅱ期官衙(およびⅠ期官衙)の構成が不明な部分や、遺構の保存状況が不明な部分がある。	(ア) 開発行為に伴う発掘調査結果を蓄積し、分析していくとともに、必要に応じて範囲確認調査と対象とする必要がある。 (イ) 調査研究を進め、史跡の全体像を明らかにする必要がある。
	(イ) 開発傾向が続いており、平成20年3月に策定した「保存管理計画」に基づいて開発の計画段階で協議を行い、地下遺構が極力破壊されないことのないよう協力を求めているが、調整が付かず記録保存のみとなる場合も多い。	(ウ) 「将来指定を目指す範囲」外で重要遺構が見つかった場合にも、史跡化・公有化を検討する必要がある。 (エ) 史跡および周辺の包蔵地の重要性をより一層周知するとともに、事業者に対してより一層の協力を求める必要がある。
	(ウ) 公有化を伴う「将来指定を目指す範囲」の拡大は地権者の事情等により難しい場合が多い。	(オ) 「将来指定を目指す範囲」については調査の進展を待って再検討する必要がある。
	(エ) 地権者の世代交代や、売買による新規住民が増加しており、史跡についての理解が得られていない場合がある。	(カ) 情報発信を強化していく必要がある。
	(オ) 学校用地や公共施設が所在し、当該地については発掘調査をする機会が少ない。	(キ) 開発行為に伴う発掘調査結果を蓄積し、分析していくとともに、必要に応じて範囲確認調査と対象とする必要がある。

また、保存管理の現状・課題を「史跡を構成する要素」別に整理すると以下のようになる。

地区	分類	要素	保存管理の現状	保存管理の課題		
史跡地	本質的価値を構成する要素	遺構	(ア) 発掘調査時は、遺構検出と一部遺構の半裁に留めており、調査後は埋め戻して遺構を保存している。 (イ) 遺構上に盛土は行っていない。 (ウ) 地上に露出している遺構はなく、遺構の保存状態を確認する機会は、発掘調査時以外にはない。 (エ) 公有化した箇所については、年2回ほど除草を行っているが、地上において遺構の位置・規模や、官衙の様相がわかる状態ではない。	(ア) 継続的・計画的な発掘調査を行う必要がある。 (イ) 地下遺構を視覚化する整備については整備基本計画策定の中で検討する必要がある。 (ウ) 一体的な整備を実施するまでに、区分けした上で順次整備を行うことなどを検討する必要がある。	■	
		遺物	(オ) 出土した遺物は、R3年度までは史跡地内に所在する郡山遺跡発掘調査事務所において保管していたが、地震等の影響によりプレハブを解体したため、遺物や調査記録類は市内に所在する収蔵庫に移動している。 (カ) 史跡地近辺に遺物の保管場所は確保できていない。	(工) 史跡近辺にガイダンス施設（調査・収蔵・展示等の機能を兼ねる）を整備する必要がある。	■	
		空閑地	(キ) 発掘調査後は埋め戻して保存しているが、地上において遺構と空閑地の区別がつかない状態ではない。	(オ) 地下遺構を視覚化する整備については整備基本計画策定の中で検討する必要がある。 (カ) 一体的な整備を実施するまでに、区分けした上で順次整備を行うことなどを検討する必要がある。	■	
	歴史的変遷にかかわる要素	官衙期以外の時代の遺構・遺物	(ア) 発掘調査後は埋め戻して遺構を保存している。 (イ) 遺構上に盛土は行っていない。	(ア) 継続的・計画的な発掘調査を行う必要がある。	■	
		居久根(いぐね)	(ウ) 年に1回程度、市有地外にはみ出した枝の剪定を行っているが、近隣の民有地に落葉等の影響がみられる。 (エ) 樹木の生長に伴い、倒木の可能性も考えられる。	(イ) 間伐等が必要になる見込みである。	◆	
	本質的価値を構成する要素以外の諸要素	保存管理・活用に資する要素	郡山遺跡説明板	(オ) 重要な遺構が見つかった場所10箇所に、「史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則」に則った説明板を設置し、地域住民の協力を得ながら維持管理しているが、老朽化によって文字や写真が見えづらいものがある。	(ウ) 老朽化したものについては更新が必要である。 (工) 整備基本計画の中でデザインの統一等について整理を要する。	◆
			史跡標識	(カ) 「史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則」に則った石製の標識を6箇所設置し、地域住民の協力を得ながら維持管理している。	(オ) 設置箇所や設置数については整備基本計画の中で整理する必要がある。	◆
			調査事務所	(キ) 地震等の影響によりR3年度まで使用していた史跡地内のプレハブ事務所を解体・撤去し、仮設プレハブを拠点として調査を行っている。	(カ) ガイダンス施設（調査・収蔵・展示等の機能を兼ねる）を整備するまでの調査事務所を確保する必要がある。	■
			土地境界杭(標)	(ク) 公有化の際に土地境界杭や境界標の確認・設置を行っているが、「史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則」に則った史跡境界標は設置していない。	(キ) 史跡境界標を設置する必要がある。	●
			木柵・生垣	(ケ) 公有化した土地は木柵や生垣で囲んでおり、随時修理や剪定を行っているが、老朽化が進んでいる箇所もある。	(ク) 老朽化したものについては更新が必要である。 (ケ) 史跡公園として整備するまでの維持管理施設であり、整備基本計画の中で遮蔽施設について検討を要する。	◆
			花壇	(コ) 近隣学校の生徒・児童による植栽活動を行っているが、継続的な美化活動等にはつながっていない。	(コ) 近隣学校等と連携した、継続的な美化活動等につなげる方策を考える必要がある。	◆
			暫定整備遺構表示(郡山廃寺跡 講堂跡・僧房跡)	(サ) 調査事務所を設置している敷地内にブロック等で遺構の位置や範囲を示しているが、あまり目立たない。	(サ) 周知の方法を工夫する必要がある。 (シ) 史跡公園として整備するまでの暫定的な整備の一部であり、整備基本計画の中で整備内容の検討を要する。	◆
			居久根(いぐね)	(シ) 年に1回程度、市有地外にはみ出した枝の剪定を行っているが、近隣の民有地に落葉等の影響がみられる。 (ス) 樹木の生長に伴い、倒木の可能性も考えられる。	(ス) 間伐等が必要になる見込みである。	◆
	その他の要素	農耕地等	(セ) 畑地や民家はごくわずかとなっているが、公有化のタイミングは地権者の事情を尊重しており、一体的な整備まで時間を要する。	(セ) 一体的な整備を実施するまでに、区分けした上で順次整備を行うことなどを検討する必要がある。	■	
		民家その他の建築物及び工作物	(ソ) 学校施設・市の施設は、現在使用されている施設である。	(ソ) 一体的な史跡公園としての整備を行うため、将来的な取扱いについて協議・検討を要する。	■	
道路等		(タ) 道路によって史跡地が分断されており、史跡のスケール感が伝わりづらく、安全な見学動線が確保できていない。				
その他の人工物		(チ) 現在使用されている設備である。				

保存管理の現状・課題を「史跡地の周辺地域の環境を構成する諸要素」別に整理すると以下のようになる。

地区	分類	要素	保存管理の現状	保存管理の課題	
史跡地外	本質的価値に準ずる要素	遺構	(ア)「将来指定を目指す範囲」の遺構については、開発の際に基礎工法の工夫を求めるとして保存しているが、それ以外の場合は調査をして記録保存のみとなり、遺構は残らない場合が多い。 (イ)調査をしていない箇所があり、遺構の保存状況や官衙の構成が不明な部分がある。	(ア)「将来指定を目指す範囲」外で重要遺構が見つかった場合にも、史跡化・公有化を検討する必要がある。 (イ)史跡および周辺の包蔵地の重要性をより一層周知するとともに、事業者に対してより一層の協力を求める必要がある。 (ウ)開発行為に伴う発掘調査結果を蓄積し、分析していくとともに、 場合によっては範囲確認調査の対象とする 必要がある。	
		遺物	(ウ)調査をしていない箇所があり、今後出土遺物や調査記録類は増加すると考えられるが、史跡地近辺に保管場所を確保できていない。	(工)史跡近辺にガイダンス施設(調査・収蔵・展示等の機能を兼ねる)を整備する必要がある。	
		空闲地	(工)調査をしていない箇所があり、官衙の構成が不明な部分がある。	(オ)開発行為に伴う発掘調査結果を蓄積し、分析していくとともに、 場合によっては範囲確認調査の対象とする 必要がある。	
	本質的価値に準ずる要素以外の諸要素	か歴史的変遷要素に	官衙期以外の時代の遺構・遺物	(ア)開発の際に調査をして記録保存は行っているが、遺構は残らない場合が多い。 (イ)出土遺物や調査記録類の保管場所を史跡地近辺には確保できていない。	(ア)史跡地近辺にガイダンス施設(調査・収蔵・展示等の機能を兼ねる)を整備する必要がある。
		保存管理・活用に資する要素	歩道舗装を利用した遺構平面表示(Ⅱ期官衙外溝北西隅部付近)	(イ)歩道舗装を一部変えることで溝の位置と規模を表示しており、歩道として管理されている。	(イ)整備基本計画の中で全体の統一性等について検討する必要がある。
			郡山遺跡説明板	(ウ)3箇所(うち1箇所は公園内)設置し、 地域住民の協力を得ながら維持管理している が、老朽化によって文字や写真が見えづらいものがある。	(ウ)老朽化したものについては更新が必要である。 (工)整備基本計画の中でデザインの統一等について整理を要する。
			郡山中学校校舎内遺構復元表示(官人の居宅と考えられる建物群)	(工)中学校校舎の1階部分を柱のないピロティとし、その場所で見つかった建物の柱位置を復元表示しており、 中学校の協力を得ながら維持管理している が、一部床面の舗装に亀裂がみられる。	(オ)老朽化した部分については修繕を検討する必要がある。
		その他の要素	緑地等	(オ)開発傾向が続いており、畑地等はごくわずかになっている。 (カ)「将来指定を目指す範囲」の遺構については、開発の際に基礎工法の工夫を求めるとして保存しているが、それ以外の場合は調査をして記録保存のみとなり、遺構は残らない場合が多い。 (キ)調査をしていない箇所があり、遺構の保存状況や官衙の構成が不明な部分がある。 (ク)道路によって史跡地が分断されており、史跡のスケール感が伝わりづらく、安全な見学動線が確保できていない。 (ケ)地権者の世代交代や、売買による新規住民が増加しており、史跡についての理解が得られていない場合がある。	(カ)「将来指定を目指す範囲」外で重要遺構が見つかった場合にも、史跡化・公有化を検討する必要がある。 (キ)史跡および周辺の包蔵地の重要性をより一層周知するとともに、事業者に対してより一層の協力を求める必要がある。 (ク)開発行為に伴う発掘調査結果を蓄積し、分析していくとともに、 場合によっては範囲確認調査の対象とする 必要がある。 (ケ)一体的な史跡公園としての整備を行うため、将来的な取扱いについて協議・検討を要する。 (コ)情報発信を強化していく必要がある。
			農耕地等		
			民家その他の建築物及び工作物		
道路等					
その他の人工物					

2 活用

活用の現状・課題を整理すると以下ようになる。

	活用の現状	活用の課題
① 公開	(ア) 公有化した史跡地は公開しているが、遺構の表示や復元展示は行っておらず、木柵・生垣越しに道路や歩道から説明板等を見学する状態であるが、史跡地は道路で分断されている。	(ア) 史跡の本質的価値への理解を促す復元整備等の方法を検討する必要がある。 (イ) 史跡地内部まで見学できる状態に整備する必要がある。 (ウ) 安全な見学動線を確保する必要がある。
	(イ) 史跡地の一部が周辺町内会のいつとき避難場所として活用されている。	(エ) 市街地において広大な空間を有する史跡地を、防災に資する場としても活用する方法について検討する必要がある。
② 諸施設の設置	(ア) 震災の影響により、調査事務所で行っていた遺物の展示が平成24年以降中断しており、見学者に史跡の性格(官衙の役割等)や重要性が伝わりづらい。	(ア) 史跡地近辺にガイダンス施設(調査・収蔵・展示等の機能を兼ねる)を整備する必要がある。
	(イ) 史跡地外の学校敷地内(郡山中学校ピロティ)で遺構の復元展示を行っているほか、近隣学校で遺物の展示を行っているが、学校施設は一般の見学者が自由に出入りできない(見学希望者は事前に文化財課に連絡の上、職員同行で見学可)。史跡近辺に展示・活用の拠点となる場所がないため、史跡について体系的に学びづらい。	(イ) 史跡地近辺にガイダンス施設(調査・収蔵・展示等の機能を兼ねる)を整備する必要がある。
	(ウ) 史跡地内に説明板を10ヶ所、史跡地外(包蔵地内)に説明板を3ヶ所設置しているが、説明板は老朽化により文字や写真が見えづらいものがある。	(ウ) 老朽化したものについては更新が必要である。 (エ) 整備基本計画の中でデザインの統一等について整理を要する。
	(エ) 駐車場・駐輪場、便施設等がなく、最寄駅等から徒歩でのアクセスに限られるなど、見学者にとっての利便性が低い。	(オ) 駅等と連携して表示や案内等を行う必要がある。 (カ) 史跡の一体的な整備については整備基本計画策定の中で検討する必要がある。 (キ) 徒歩・自転車等での見学コースの設定および、見学について案内パンフレット等の作成を検討する必要がある。
③ 立案・宣伝	(ア) 郡山遺跡のパンフレットを作成し、希望者には文化財課や調査事務所配布しているほか、講座の際や現地案内時などに配布・活用しているが、史跡地で見学者が自由にパンフレットを得られる状態ではない。	(ア) 無人でもパンフレットの配布が可能な設備等の設置を検討する必要がある。
	(イ) 文化財課職員が希望者への現地案内や出前講座を行っているが、近隣住民を含め、史跡の認知度が十分とは言えない。	(イ) 情報発信を強化していく必要がある。史跡地近辺にガイダンス施設(調査・収蔵・展示等の機能を兼ねる)を整備する必要がある。
	(ウ) 他の遺跡と共に市のHPで遺跡の概要を紹介しているほか、郡山遺跡について書籍等で情報発信しているが、郡山官衙遺跡群に特化した情報発信方法は少ない。	(ウ) 史跡の性格や重要性が伝わるような、新たな情報発信の方法を検討する必要がある。
	(エ) 年2回開催している文化財展や、史跡の最寄り駅であるJR長町駅の駅前プラザで遺物の展示を行っているが、展示を行っていることの認知度が十分とは言えない。	(エ) 情報発信を強化していく必要がある。 (オ) 展示内容の充実や機会の増加を図る必要がある。
	(オ) 文化財課職員が近隣学校への出前授業等を行っているほか、史跡地内で近隣の学校と連携の上、花壇の整備を行っているが、史跡近隣の学校以外では教科書の内容と結びつきにくく、出前授業等の機会が少ない。	(カ) 出前授業の増加や整備への参加など、より一層学校との連携を進める必要がある。 (キ) 授業で扱いやすくなるような副教材等を作成する必要がある。
	(カ) 教育旅行で郡山遺跡を訪れる学校がない。	(ク) 教育旅行で訪れやすくなるような取り組みや情報発信を行う必要がある。
	(キ) 高校・大学が史跡と関わる機会が少ない。	(ケ) 高校・大学との連携方法について検討する必要がある。
	(ク) 文化財課職員が希望者への現地案内や出前講座を行っているが、史跡が生涯学習の場となる機会は多くない。	(コ) 史跡が生涯学習の場となるような取り組みやイベント等を検討する必要がある。
	(ケ) 郡山遺跡出土遺物を他自治体の博物館等に貸し出して展示しているが、市内外の古代の遺跡等との連携は進んでいない。	(サ) 他自治体の博物館等と定期的な交流事業等を検討する必要がある。
	(コ) 仙台市内の遺跡ネットワーク化、関連遺跡のつながりや遺跡ネットワークについて周知が必要である。	(シ) 関連遺跡のつながりや遺跡ネットワークについてパンフレット・HP等を作成して広報する必要がある。
④ 運営	(サ) コロナ禍以前は、JR長町駅企画の「小さな旅」や、旅行会社の団体訪問等も受け入れていたが、コロナ禍以降の県内・県外からの来訪者としては、歴史に興味のある個人~少人数の観光客の場合が多い。 (シ) 海外からの来訪者に対応したパンフレットや説明板は未整備である。	(ス) 観光客にターゲットを絞った情報発信も行う必要がある。 (セ) 海外からの来訪者に対応した多言語でのパンフレットや説明板を整備する必要がある。
	(ア) 近隣住民が史跡と係る機会が少ない。	(ア) 地域活動等で史跡地を活用する方法を検討する必要がある。
	(イ) 郡山遺跡に特化したボランティア組織等がない。	(イ) ボランティア組織を新たに養成、または既存団体の研修機会を設ける必要がある。

郡山遺跡

郡山遺跡

郡山遺跡は、平城京の中心部から東へ約654mのところに築かれたと考えられています。最初の中心部は現在の平城京の南東部にあり、西側の奥に石室や土塔、土塔跡などがあります。また、南側の奥には、西側の奥に石室や土塔、土塔跡などがあります。

この郡山遺跡は、平城京の中心部から東へ約654mのところに築かれたと考えられています。最初の中心部は現在の平城京の南東部にあり、西側の奥に石室や土塔、土塔跡などがあります。また、南側の奥には、西側の奥に石室や土塔、土塔跡などがあります。

郡山遺跡の位置図

郡山の地

郡山遺跡は、平城京の中心部から東へ約654mのところに築かれたと考えられています。最初の中心部は現在の平城京の南東部にあり、西側の奥に石室や土塔、土塔跡などがあります。また、南側の奥には、西側の奥に石室や土塔、土塔跡などがあります。

郡山遺跡の空中写真

最初につくられた役所

郡山遺跡は、平城京の中心部から東へ約654mのところに築かれたと考えられています。最初の中心部は現在の平城京の南東部にあり、西側の奥に石室や土塔、土塔跡などがあります。また、南側の奥には、西側の奥に石室や土塔、土塔跡などがあります。

1期官衙全体図

郡山遺跡

郡山遺跡は、平城京の中心部から東へ約654mのところに築かれたと考えられています。最初の中心部は現在の平城京の南東部にあり、西側の奥に石室や土塔、土塔跡などがあります。また、南側の奥には、西側の奥に石室や土塔、土塔跡などがあります。

郡山遺跡の空中写真

郡山遺跡の概要

郡山遺跡は、平城京の中心部から東へ約654mのところに築かれたと考えられています。最初の中心部は現在の平城京の南東部にあり、西側の奥に石室や土塔、土塔跡などがあります。また、南側の奥には、西側の奥に石室や土塔、土塔跡などがあります。

郡山遺跡の出土品

郡山遺跡からは、様々な出土品が発見されています。これらは、当時の生活様式や文化を窺うことができます。

出土品の写真

郡山遺跡の発掘状況

郡山遺跡の発掘は、現在も進められています。最新の発掘結果は、以下のように報告されています。

発掘状況の写真

また、活用の現状・課題を「史跡を構成する要素」別に整理すると以下のようになる。

地区	分類	要素	活用の現状	活用の課題			
史跡地	本質的価値を構成する要素	遺構	(ア) 公有化した箇所については、年2回ほど除草を行っているが、地上において遺構の位置・規模や、官衙の様相がわかる状態ではない。 (イ) 文化財課職員が希望者への現地案内を行っているが、史跡の認知度が十分とは言えない。 (ウ) 史跡近辺に展示・活用の拠点となる場所がないため、史跡について体系的に学びづらい。	(ア) 地下遺構を視覚化する整備については整備基本計画策定の中で検討する必要がある。 (イ) 一体的な整備を実施するまでに、区分けした上で順次整備を行うことなどを検討する必要がある。 (ウ) 情報発信を強化していく必要がある。 (エ) 史跡地近辺にガイダンス施設(調査・収蔵・展示等の機能を兼ねる)を整備する必要がある。	●● ●● ◆ ●●		
		遺物	(エ) 出土した遺物の一部は仙台市博物館や近隣の学校で展示を行っているほか、博物館等から貸出希望があれば、遺物の貸出を行っているが、震災の影響により、調査事務所で行っていた遺物の展示が平成24年以降中断しており、見学者に史跡の性格(官衙の役割等)や重要性が伝わりづらい。	(オ) 史跡地近辺にガイダンス施設(調査・収蔵・展示等の機能を兼ねる)を整備する必要がある。	●●		
		空闲地	(オ) 公有化した箇所については、年2回ほど除草を行っているが、地上において遺構の位置・規模や、官衙の様相がわかる状態ではない。	(カ) 地下遺構を視覚化する整備については整備基本計画策定の中で検討する必要がある。 (キ) 一体的な整備を実施するまでに、区分けした上で順次整備を行うことなどを検討する必要がある。	●●		
	本質的価値を構成する要素以外の諸要素	に歴史的変遷を要する要素	官衙期以外の時代の遺構・遺物	(ア) 史跡(官衙)としてのパンフレット等は作成しているが、遺跡の歴史の変遷については情報発信が十分ではない。	(ア) 多様な視点からの情報発信が必要である。	◆●	
			居久根(いぐね)				
		保存管理・活用に資する要素	郡山遺跡説明板	(イ) 重要な遺構が見つかった場所に10箇所設置しているが、老朽化によって文字や写真が見えづらいものがある。	(イ) 老朽化したものについては更新が必要である。 (ウ) 整備基本計画の中でデザインの統一等について整理を要する。	●●	
			史跡標識	(ウ) 石製の標識を6箇所設置している。	(エ) 設置箇所や設置数については整備基本計画の中で整理する必要がある。	●●	
			調査事務所	(エ) 震災の影響により、調査事務所で行っていた遺物の展示が平成24年以降中断しており、見学者に史跡の性格(官衙の役割等)や重要性が伝わりづらい。	(オ) 史跡地近辺にガイダンス施設(調査・収蔵・展示等の機能を兼ねる)を整備する必要がある。	●●	
			土地境界杭(標)	(オ) 公有化の際に土地境界杭や境界標の確認・設置を行っているが、現地では史跡範囲を認識しづらい。	(カ) 史跡境界標を設置して見学範囲の明示等につなげる必要がある。	●	
			木柵・生垣	(カ) 公有化した土地は木柵や生垣で囲んでいるが、内部は未整備のため、自由に見学できる状態ではない。	(キ) 史跡公園として活用できるように整備する必要がある。	●	
			花壇	(キ) 近隣学校の生徒・児童による植栽活動を行っているが、その趣旨の周知が十分とは言えない。	(ク) 周知の方法を工夫する必要がある。	◆	
			暫定整備遺構表示(郡山廃寺跡 講堂跡・僧房跡)	(ク) 調査事務所を設置している敷地内にブロック等で遺構の位置や範囲を示しているが、その旨の周知が十分とは言えない。	(ケ) 周知の方法を工夫する必要がある。 (コ) 史跡公園として整備するまでの暫定的な整備の一部であり、整備基本計画の中で整備内容の検討を要する。	◆ ●●	
			居久根(いぐね)	(ケ) 史跡の理解にも資する要素であるが、その旨の情報発信が十分ではない。 (コ) 住宅密集地における貴重な緑地であるが、未整備のため自由に見学できる状態ではない。	(サ) 多様な視点からの情報発信が必要である。 (シ) 整備基本計画の中で整備手法を検討する必要がある。	◆ ●●	
			その他の要素	農耕地等	(サ) 畑地や民家はごくわずかとなっているが、公有化のタイミングは地権者の事情を尊重しており、一体的に整備して活用可能になるまで時間を要する。	(ス) 一体的な整備を実施するまでに、区分けした上で順次整備を行うことなどを検討する必要がある。	●●
				民家その他の建築物及び工作物	(シ) 現在使用されている施設である。		
道路等	(ス) 道路によって史跡地が分断されており、史跡のスケール感が伝わりづらく、安全な見学動線が確保できていない。	(セ) 一体的な史跡公園としての整備を行うため、将来的な取扱いについて協議・検討を要する。		◆●			
その他の人工物	(セ) 現在使用されている設備である。						

活用の現状・課題を「史跡地の周辺地域の環境を構成する諸要素」別に整理すると以下のようになる。

地区	分類	要素	活用の現状	活用の課題		
史跡地外	本質的価値に準ずる要素	遺構	(ア) 記録保存した資料はあるが、史跡近辺に展示・活用の拠点となる場所がないため、史跡について体系的に学びづらい。	(ア) 史跡地近辺にガイダンス施設(調査・収蔵・展示等の機能を兼ねる)を整備する必要がある。	●●	
		遺物	(イ) 調査をしていない箇所があり、今後出土遺物は増加すると考えられるが、史跡地近辺に展示・活用の拠点となる施設を確保できていない。			
		空闲地	(ウ) 記録保存した資料はあるが、史跡近辺に展示・活用の拠点となる場所がないため、史跡について体系的に学びづらい。			
	本質的価値に準ずる要素以外の諸要素	に歴史的要素にかかわる変遷	官衙期以外の時代の遺構・遺物	(ア) 史跡(官衙)としてのパンフレット等は作成しているが、遺跡の歴史の変遷については情報発信が十分ではない。	(ア) 多様な視点からの情報発信が必要である。	◆
		保存管理・活用に資する要素	歩道舗装を利用した遺構平面表示(Ⅱ期官衙外溝北西隅部付近)	(イ) 歩道舗装を一部変えることで溝の位置と規模を表示しているが、近くに設置している遺跡説明板を見ないと意図が伝わりにくい。	(イ) ボランティアガイドによる案内等を検討する必要がある。	◆
			郡山遺跡説明板	(ウ) 3箇所設置している(うち1箇所は公園内)が、老朽化によって文字や写真が見えづらいものがある。	(ウ) 老朽化したものについては更新が必要である。 (エ) 整備基本計画の中でデザインの統一等について整理を要する。	●●
			郡山中学校校舎内遺構復元表示(官人の居宅と考えられる建物群)	(エ) 中学校校舎の1階部分を柱のないピロティとし、その場所で見つかった建物の柱位置を復元表示しているが、学校施設のため一般の見学者は自由に出入りできない。	(オ) 中学校校舎内の遺構復元については、学校側と協議の上、見学機会を増やす方法を検討する必要がある。	◆
		その他の要素	緑地等	(オ) 近隣の住民が史跡と係る機会が少ない。 (カ) 近隣駅等からの距離は比較的近いが、史跡地へのルートがわかりにくい。	(カ) 情報発信を強化していく必要がある。 (キ) 地域活動等で史跡地を活用する方法を検討する必要がある。 (ク) ボランティア組織を新たに養成、または既存団体の研修機会を設ける必要がある。 (ケ) 駅等と連携して表示や案内等を整備する必要がある。	◆●●◆
			農耕地等			
			民家その他の建築物及び工作物			
道路等						
その他の人工物						

3 整備

整備の現状・課題を整理すると以下ようになる。

	整備の現状	整備の課題	
保存のための整備	(ア) 本史跡は未整備である。 (イ) 史跡地には公有地（学校用地・他部局管理地を含む）と民有地（民家・畑地）があるが、整備可能な公有地は飛び地状であるため、現状では史跡の全体像・スケール感がわかりづらい。 (ウ) 将来指定を目指す範囲の史跡指定および公有化が必要のため、一体的な整備には時間を要する。	(ア) 整備の開始時期については、整備基本計画策定の中で検討していく必要がある。 (イ) 公有化を進めるとともに、史跡の一体的な整備に向けて学校用地、他部局管理地の取扱いに係る協議が必要である。 (ウ) 一体的な整備を実施するまでに、区分けした上で順次整備を行うことなどを検討する必要がある。	■● ■⑤ ■●
	(エ) 史跡地は道路により分断されており、現状では史跡の全体像・スケール感がわかりづらい。	(エ) 史跡の一体的な整備に向けて道路の取扱いに係る協議が必要である。	■⑤
	(オ) 史跡地は住宅地内に位置し、公有地と民有地の境界が入り組んでいる。	(オ) 史跡の一体的な整備については整備基本計画策定の中で検討する必要がある。	■●
	(カ) 史跡地内には、公有化以前の土地利用の違いにより高低差がある。	(カ) 遺構の保護に適した造成工事が必要である。	■①
	(キ) 大雨時に史跡地が冠水することがある。	(キ) 排水のための施設整備が必要である。	■③
	(ク) 年2回程度の除草や、年1回程度の樹木剪定を行っている。樹木は生長に伴い、倒木の可能性も考えられる。	(ク) 雑草や落葉の量に対して除草や剪定が十分ではない。 (ケ) 樹木の間伐等が必要になる見込みである。	■②
	(ケ) R3年度まで史跡の保存・管理の拠点として使用していた発掘調査事務所が、地震等の影響により解体・撤去となったため、仮設プレハブを拠点として使用している。	(コ) 史跡地近辺にガイダンス施設（調査・収蔵・展示等の機能を兼ねる）を整備する必要がある。	◆● ⑥⑦
公開活用のための整備	(ア) 事務所敷地内に暫定整備として郡山廃寺跡の講堂・僧房の位置表示を行っているが、史跡地内において遺構の復元整備等は未実施である。 (イ) 史跡地に隣接する中学校校舎の1階部分に遺構を復元しているが、学校側と調整の上で見学が可能であり、常時公開はしていない。 (ウ) 現状では史跡の様相が伝わりづらい。	(ア) 史跡の本質的価値への理解を促す復元整備の方法を検討する必要がある。	◆ ⑥ ⑥ ⑦
	(エ) 史跡地・史跡周辺に説明板を計13ヶ所設置しているが、史跡地近辺にガイダンス施設等は未整備である。見学者は説明板等から情報を得ることができるが、史跡について体系的に理解するための情報が不足している。	(イ) 史跡地近辺にガイダンス施設（調査・収蔵・展示等の機能を兼ねる）を整備する必要がある。	◆● ⑥⑦
	(オ) 史跡地・史跡周辺に駐車場・駐輪場、見学者用の便益施設は未整備である。駐車場・駐輪場がないためアクセス手段が徒歩等に限られる。 (カ) 近隣駅等からの距離は比較的近いが、史跡地へのルートがわかりにくく、史跡地へ誘導する案内標識等は未整備である。	(ウ) 便益施設等の整備を含む 史跡の一体的な整備については、整備基本計画策定の中で検討する必要がある。 (エ) 駅等と連携して表示や案内板等を整備する必要がある。	■● ●●
	(キ) 公有地は民有地や道路により分断されており、安全な見学動線を確保できていない。	(オ) 史跡の一体的な整備に向けて道路の取扱いに係る協議が必要である。	■⑤
	(ク) 整備可能な公有地は飛び地状であるため、現状では史跡の全体像・スケール感がわかりづらい。	(カ) 公有化を進めるとともに、一体的な整備を実施するまでに、区分けした上で順次整備を行うことなどを検討する必要がある。	■●
	(ケ) 史跡地は住宅地内に位置し、公有地と民有地の境界が入り組んでいるため、見学者が回遊しづらい。	(キ) 史跡の一体的な整備については整備基本計画策定の中で検討する必要がある。	■●
	(コ) 東日本大震災の影響により、調査事務所で行っていた遺物の展示が平成24年以降中断しているが、調査事務所は史跡地内に所在しており、建て替えができない。	(ク) 史跡地近辺にガイダンス施設（調査・収蔵・展示等の機能を兼ねる）を整備する必要がある。	◆● ⑥
	(サ) 史跡地内には公有化以前の土地利用の違いにより高低差があるため見学しづらい。	(ケ) 遺構の整備に適した造成工事が必要である。	●●
	(シ) 植栽等は行っていない。古代における自然環境を復元するデータが不足している。	(コ) 調査の際に自然科学分析を行うなど、データを蓄積する必要がある。他遺跡の事例等も援用し、植栽計画等を検討する必要がある。	◆● ⑥
	(ス) 防災、防犯設備は未整備である。	(サ) 将来的な防災・防犯設備の設置について検討する必要がある。	●● ④

また、整備の現状・課題を「史跡を構成する要素」別に整理すると以下ようになる。

地区	分類	要素	整備の現状	整備の課題		
史跡地	本質的価値を構成する要素	遺構	(ア) 遺構の復元整備等は未実施である。 (イ) 地上において遺構の位置・規模や、官衙の様相がわかる状態ではなく、史跡の性格(官衙の役割等)や重要性が伝わりづらい。	(ア) 地下遺構を視覚化する整備については整備基本計画策定の中で検討する必要がある。 (イ) 一体的な整備を実施するまでに、区分けした上で順次整備を行うことなどを検討する必要がある。	◆ ●●● ■●	
		遺物	(ウ) 史跡地近辺に展示・活用の拠点となる施設は未整備である。 (エ) 調査事務所で行っていた遺物の展示は、震災の影響により平成24年以降中断しており、見学者に史跡の性格(官衙の役割等)や重要性が伝わりづらい。	(ウ) 史跡地近辺にガイダンス施設(調査・収蔵・展示等の機能を兼ねる)を整備する必要がある。	◆● ●	
		空地	(オ) 地上において遺構と空地の区別がつく状態ではなく、官衙の様相や史跡の全体像がわかりづらい。	(エ) 地下遺構を視覚化する整備については整備基本計画策定の中で検討する必要がある。 (オ) 一体的な整備を実施するまでに、区分けした上で順次整備を行うことなどを検討する必要がある。	◆ ●● ■●	
	本質的価値を構成する要素以外の諸要素	歴史的変遷にかかわる要素	官衙期以外の時代の遺構・遺物	(ア) 記録保存した資料はあるが、史跡近辺に展示・活用の拠点となる施設が未整備のため、遺跡の歴史的変遷について学びづらい。	(ア) 史跡地近辺にガイダンス施設(調査・収蔵・展示等の機能を兼ねる)を整備する必要がある。	◆● ●
			居久根(いぐね)	(イ) 年に1回程度剪定を行っているが、樹木の生長に伴い、倒木の可能性も考えられる。	(イ) 間伐等が必要になる見込みである。	●● ●
		保存管理・活用に資する要素	郡山遺跡説明板	(ウ) 重要な遺構が見つかった場所に10箇所設置しているが、老朽化によって文字や写真が見えづらいものがある。	(ウ) 老朽化したものについては更新が必要である。 (エ) 整備基本計画の中でデザインの統一等について整理を要する。	●● ●●●
			史跡標識	(エ) 石製の標識を6箇所設置している。	(オ) 設置箇所や設置数については整備基本計画の中で整理を要する。	■●
			調査事務所	(オ) 地震等の影響によりR3年度まで使用していた史跡地内のプレハブ事務所を解体・撤去し、仮設プレハブを拠点としている。	(カ) 史跡地近辺にガイダンス施設(調査・収蔵・展示等の機能を兼ねる)を整備する必要がある。	◆● ●
			土地境界杭(標)	(カ) 公有化の際に土地境界杭や境界標の確認・設置を行っているが、「史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則」に則った史跡境界標は未設置である。	(キ) 史跡境界標を設置する必要がある。	■●
			木柵・生垣	(キ) 公有化した土地は木柵や生垣で囲んでいる。	(ク) 史跡公園として整備するまでの維持管理施設であり、整備基本計画の中で遮蔽施設について検討を要する。	●● ●
			花壇	(ク) 近隣学校の生徒・児童による植栽活動を行っている。	(ケ) 史跡公園として整備するまでの暫定的な整備の一部であり、整備基本計画の中で植栽について整理を要する。	●●
			暫定整備遺構表示(郡山廃寺跡 講堂跡・僧房跡)	(ケ) 調査事務所を設置している敷地内にブロック等で遺構の位置や範囲を示している。	(コ) 史跡公園として整備するまでの暫定的な整備の一部であり、整備基本計画の中で整備内容の検討を要する。	◆ ●●● ⑦
			居久根(いぐね)	(コ) 史跡の理解にも資する要素であり、住宅密集地における貴重な緑地でもあるが、未整備のため自由に見学できる状態ではない。	(サ) 整備基本計画の中で整備手法を検討する必要がある。	◆● ●
		その他の要素	農耕地等	(サ) 畑地や民家はごくわずかとなっているが、公有化のタイミングは地権者の事情を尊重しており、一体的な整備まで時間を要する。	(シ) 一体的な整備を実施するまでに、区分けした上で順次整備を行うことなどを検討する必要がある。	■●
			民家その他の建築物及び工作物	(シ) 現在使用されている施設である。		
			道路等	(ス) 道路等によって史跡地が分断されており、史跡のスケール感が伝わりづらく、安全な見学動線が確保できていない。	(ス) 一体的な史跡公園としての整備を行うため、将来的な取扱いについて協議・検討を要する。	■ ①⑤
			その他の人工物	(セ) 現在使用されている設備である。		

整備の現状・課題を「史跡地の周辺地域の環境を構成する諸要素」別に整理すると以下のようになる。

地区	分類	要素	整備の現状	整備の課題	
史跡地外	本質的価値に準ずる要素	遺構	(ア) 記録保存した資料はあるが、史跡近辺に展示・活用の拠点となる施設が未整備のため、史跡について体系的に学びづらい。	(ア) 史跡地近辺にガイダンス施設(調査・収蔵・展示等の機能を兼ねる)を整備する必要がある。	
		遺物	(イ) 調査をしていない箇所があり、今後出土遺物は増加すると考えられるが、史跡近辺に展示・活用の拠点となる施設は未整備である。		
		空闲地	(ウ) 記録保存した資料はあるが、史跡近辺に展示・活用の拠点となる施設が未整備のため、史跡について体系的に学びづらい。		
	本質的価値に準ずる要素以外の諸要素	に歴史的変遷にかかわる要素	官衙期以外の時代の遺構・遺物	(ア) 記録保存した資料はあるが、史跡近辺に展示・活用の拠点となる施設が未整備のため、遺跡の歴史的変遷について学びづらい。	
		保存管理・活用に資する要素	歩道舗装を利用した遺構平面表示(Ⅱ期官衙外溝北西隅部付近)	(イ) 歩道舗装を一部変えることで溝の位置と規模を表示している。	(ア) 整備基本計画の中で全体の統一性等について検討する必要がある。
			郡山遺跡説明板	(ウ) 3箇所設置している(うち1箇所は公園内)が、老朽化によって文字や写真が見えづらいものがある。	(イ) 老朽化したものについては更新が必要である。 (ウ) 整備基本計画の中でデザインの統一等について整理を要する。
			郡山中学校校舎内遺構復元表示(官人の居宅と考えられる建物群)	(エ) 中学校校舎の1階部分を柱のないピロティとし、その場所で見つかった建物の柱位置を復元表示している。	(エ) 整備基本計画の中で全体の統一性等について検討する必要がある。
		その他の要素	緑地等	(オ) 「将来指定を目指す範囲」については、史跡指定および公有化が必要なため、一体的な整備には時間を要する。 (カ) 史跡地は住宅地内に位置し、公有地と民有地の境界が入り組んでいるため、見学者が回遊しにくい。 (キ) 史跡周辺に駐車場・駐輪場、見学者用の便益施設は未整備である。	(オ) 整備の開始時期については、整備基本計画策定の中で検討していく必要がある。 (カ) 一体的な整備を実施するまでに、区分けした上で順次整備を行うことなどを検討する必要がある。 (キ) 公有化を進めるとともに、史跡の一体的な整備に向けて学校用地、他部局管理地、道路の取扱に係る協議が必要である。 (ク) 駅等と連携して表示や案内等を整備する必要がある。
	農耕地等				
	民家その他の建築物及び工作物				
道路等					
その他の人工物					

4 運営・体制の整備

運営・体制の整備の現状・課題を整理すると以下ようになる。

	運営・体制の整備の現状	運営・体制の整備の課題
関係者・関係機関等との連携体制について	(ア) 史跡の保存活用について、仙台市内部の関係部局と意見交換等を行う機会が少ない。	(ア) 一体的な史跡公園としての整備に向けて、仙台市内部の関係部局と意見交換等を行う機会を設ける必要がある。
	(イ) 学校や社会教育施設との連携事業は行っている。	(イ) より一層連携する機会を増やすための取組が必要である。
	(ウ) 関連する古代の遺跡や博物館施設、研究機関等と連携する機会が少ない。	(ウ) 関連する古代の遺跡や博物館施設、研究機関等との連携体制について検討していく必要がある。
	(エ) 地域住民をはじめとした市民が史跡と関わる機会が少ない。	(エ) 地域住民をはじめとした市民が史跡の保存活用により一層積極的に携われる工夫が必要である。
保存活用計画の実施体制について	(ア) 日常管理は市で行っているが、地域住民からの要望等によって問題点を把握する機会が多い。	(ア) より細やかな見回りや維持管理が必要であり、地域住民やボランティア団体等の参画を図る必要がある。
	(イ) 史跡を保存活用する運営方法、体制の在り方について検討が十分ではない。	(イ) 今後の運営方法、人員体制の在り方等について検討が必要である。

第6章 本計画の基本理念・基本方針

1 基本理念

仙台郡山官衙遺跡群は、昭和 54（1979）年から継続的に行われてきた発掘調査によって、1300 年の長きにわたり実態が明確にされなかった歴史に終止符を打ち、文献史料に残らなかった官衙の存在が明らかになりつつあり、仙台郡山の地から新しい飛鳥時代像を投げかける存在となった。その位置付けは、東アジア史の中における日本古代国家形成の過程の一つとして捉えるべきものであり、スケールの壮大さは、当時の人々はもちろんのこと、いま目の当たりにしている私たちをも圧倒するものである。本史跡については、7 世紀中頃より仙台平野の政治・軍事拠点として、また 7 世紀末葉には多賀城以前の陸奥国府として、古代より陸奥国の中心であったことがこれまでの調査で明らかになっている。このことは、仙台というまちのあらたな原点として、そして郷土の誇りとして、市民一人ひとりの心に刻まれ、後世へ引き継ぐべきものである。また、新たな仙台の古代史の原点として評価できるだけではなく、国民共有の歴史的文化遺産として、永く後世に継承すべき遺跡である。

本史跡は、仙台市南部の広域拠点として位置づけられる、あすと長町地区市街地に隣接しており、将来にわたって史跡が守り伝えられていくためには、近隣住民をはじめとする仙台市民の理解と協力を得ることが不可欠である。しかし、仙台城跡や伊達政宗などの市民になじみのある遺跡や歴史と比べて、飛鳥・奈良時代の遺跡や歴史は、市民に身近なものとはいえない。今後、本史跡を通して、市民が飛鳥・奈良時代の歴史を体感し、古代における日本という国の成り立ちといった壮大な歴史の流れと、自分の暮らすまちが無関係ではないことを理解していただけるような場になることが望まれる。その上で、市民にとっても大切な宝として、世界に発信され、永く 1000 年先までも守り伝えられていくことが望ましい将来像であり、そのための土台・道筋をつくることのできるような保存・活用・整備を行っていく必要がある。

基本理念

案：現代の都市と共存する

古代国家の壮大な遺跡を市民の宝に



2 基本方針

本計画の基本理念を実現するため、保存管理、活用、整備、運営・体制整備の各項目について、基本方針を以下のように定める。

【保存管理】

- 国民共有の歴史的文化遺産として、市街地において史跡を恒久的に保存するため、計画的・継続的な発掘調査に基づく情報をもとに、本質的価値を損なうことなく、適切な保存管理を行う。
- ◆史跡を郷土の誇りとして後世へ引き継げるよう、近隣住民や学校をはじめとした市民の理解と協力のもと、市街地における市民の生活との調和を図りながら保存管理を行う。
- 遺構の恒久的な保存を図るため、引き続き史跡化・公有化を実施する。

【活用】

- 市街地における史跡の恒久的な保存に対して理解・協力を得るため、発掘調査に基づく情報をもとに、本質的価値が正しく伝わるように、積極的に活用を行う。
- ◆史跡が市民にとっての宝となり、重要性が世界に発信されるように、近隣住民や学校をはじめとした市民の理解と協力を得て連携を図りながら活用を行うとともに、壮大な歴史の流れと史跡との関わりが伝わるように、関連遺跡・機関と連携した活用や多様な情報発信を行う。
- 史跡の持つ歴史的意義をはじめ、地域性・国際性・環境的意義等を踏まえ、学校教育・生涯学習の場(=学びの場)、市民に親しまれる憩いの場や防災に資する場(=親しむ場)、文化観光に資する場(=楽しむ場)など、多様な視点からの活用を行う。

【整備】

- 市街地において史跡を恒久的に保存するため、発掘調査に基づく情報をもとに、市民の生活と調和を図りながら保存のための整備を適切に行うとともに、史跡の保存に対する理解・協力を得るための活用を行っていく上で必要となる整備を行う。
- ◆発掘調査に基づく情報をもとに、古代国家の形成過程に位置付けられる史跡の大きさが効果的に伝わるような整備を行うとともに、史跡の様相やスケール、史跡の持つ地域性・国際性等を通して、来訪者が郡山遺跡の3つの本質的価値や、飛鳥・奈良時代の歴史を体感できるような整備を行う。
- 地域性・国際性・環境的意義等を含む本史跡の歴史的意義を踏まえた上で、多くの人に史跡の重要性が理解される整備を行い、教育や学習の場とするとともに、市民に親しまれる憩いの場や文化・観光・防災に資する場となるよう、バリアフリーをはじめ、来訪者の安心・安全に配慮し、世代や障害の有無等に関らず、多様な人々が快適に見学できるような整備を行う。

【運営・体制整備】

- 基本理念を実現するため、市の関連部局や、関連教育機関・専門機関等と連携した運営を行う。
- ◆将来にわたって史跡が守り伝えられていくように、近隣住民や学校をはじめとした市民の理解と協力を得られるような関係を構築する。
- 多くの人々が史跡を身近なものとし、運営に携わっていただけるようにするため、地域住民をはじめとしたボランティアの養成や、民間事業者との連携に努める。

第7章 保存・管理

1 保存管理の方向性

【保存管理の基本方針】（100 頁より）

- 国民共有の歴史的文化遺産として、市街地において史跡を恒久的に保存するため、計画的・継続的な発掘調査に基づく情報をもとに、本質的価値を損なうことなく、適切な保存管理を行う。
- ◆史跡を郷土の誇りとして後世へ引き継げるよう、近隣住民や学校をはじめとした市民の理解と協力のもと、市街地における市民の生活との調和を図りながら保存管理を行う。
- 遺構の恒久的な保存を図るため、引き続き史跡化・公有化を実施する。

上記の基本方針を達成するため、保存管理の方向性を以下のように整理する。

■調査に基づく保存管理

- ・ 史跡の保存管理にあたっては、平成 20 年策定の「保存管理計画」で定められた現状変更取扱基準を本計画において見直したうえで行うこととする。
- ・ 適切な保存管理や活用・整備を行うためには調査研究の進展が不可欠であるため、史跡の全体像解明へ向けた調査研究を計画的・継続的に進めることとする。
- ・ 指定地内および将来指定を目指す範囲に所在する、史跡の本質的価値を構成する要素の一体的な保存を図るため、その他の要素（建築物・道路等）の将来的な取り扱いについて関係者や関係機関と協議を図っていくこととする。

◆市民の理解と協力

- ・ 指定地内は、管理団体である仙台市が土地所有者と協力して、史跡として相応しい適切な保存管理に努めることとする。
- ・ 指定地内の維持管理に地域住民やボランティアなど、多方面からの協力を得られるような取り組みの促進を図ることとする。
- ・ 史跡の保存が所有者の利用を損ねたり、居住者の生活に支障をきたすような状況が生じた場合には、その土地の取扱いについて関係者と協議するものとする。
- ・ 将来指定を目指す範囲、周辺の官衙域、その他の地域については、遺構及び周辺の環境が極力破壊されることがないように、関係者に協力を求めることとする。
- ・ 史跡の保存管理について広く理解が得られるよう、情報発信の強化に努めることとする。

●史跡化・公有化

- ・ 指定地内および将来指定を目指す範囲の個人所有地については、土地所有者の同意の上、条件が整い次第順次公有化し、遺構の恒久的な保存を図って行くこととする。
- ・ 周辺の官衙域、その他の地域での発掘調査において、史跡の本質的価値に関わる重要遺構が見つかった場合は、史跡化・公有化を検討することとする。

2 保存管理の方法

82 頁で分類した 4 つの地区（次頁に再掲載）に対し、保存管理の方法を定める。

(1) 指定地（第●図 赤地部分）。

「国史跡を目指す範囲」のうち、先行して指定された史跡地。Ⅱ期官衙中枢部の石組池跡・石敷・正殿，Ⅱ期官衙外郭施設（南辺）の材木列・大溝・外溝，郡山廃寺の講堂・僧房などが存在。

【保存・管理方法】

- ①遺構の維持保全を図るため、現状変更取扱基準（110 頁参照）に則り、遺構に影響を与える行為を厳しく制限する。■
- ②発掘調査は必要最低限の範囲で行う。見つかった遺構は埋め戻して現地保存するとともに、材木列等、毀損及び脆弱化の恐れのある遺構については、必要に応じて保存措置を行う。出土遺物は必要に応じて保存措置を行い、図面・写真等とともに収蔵施設で適切に保管する。■
- ③指定地内に所在する建築物・道路等の将来的な取り扱いについて関係者や関係機関と協議をする機会や場を設ける。■
- ④日常的な維持管理は主として仙台市が行い、積極的に地域やボランティア等の協力も得られるよう努める。◆
- ⑤良好な景観の維持や、遺構の保存上影響を及ぼす恐れのある樹木・雑草の維持管理を行う。◆
- ⑥排水設備の設置など、大雨時の冠水対策を行う。◆
- ⑦公有化した範囲は必要に応じて囲いを設置し、史跡境界標を埋設する。●

(2) 将来指定を目指す範囲（第●図 青地部分）

「国史跡を目指す範囲」のうちの未指定地部分で、Ⅱ期官衙の中枢部から外郭南辺そして郡山廃寺と繋がる区域。

【保存・管理方法】

指定地と同等と位置付け、今後も発掘調査を計画的に行い、全容解明に努め可能な限り追加指定を目指す。■●調査及び保存については地権者・地域住民や、建築物・道路等の所有者・管理者に対して広く理解が得られるよう情報発信や協議を行い、協力・理解を求めていく。◆

(3) 周辺の官衙域（第●図 緑地部分）

(2) の外側に広がるⅠ期・Ⅱ期官衙域。

【保存・管理方法】

文化財保護法の「周知の埋蔵文化財包蔵地」の取扱い（106 頁「文化財関係届出・申請の流れ」参照）となるが、(2)とともに官衙を構成する重要な区域であり、理解が得られるような情報発信に努めた上で、開発計画等により遺構に影響が及ばないように基礎工事を浅くするなど、関係者へ保存に向けた協力を求めていく。◆また、必要に応じて範囲確認調査の対象とし、郡山遺跡の性格を決定付けるような重要な遺構等が発見された場合には、追加指定を検討する。■●

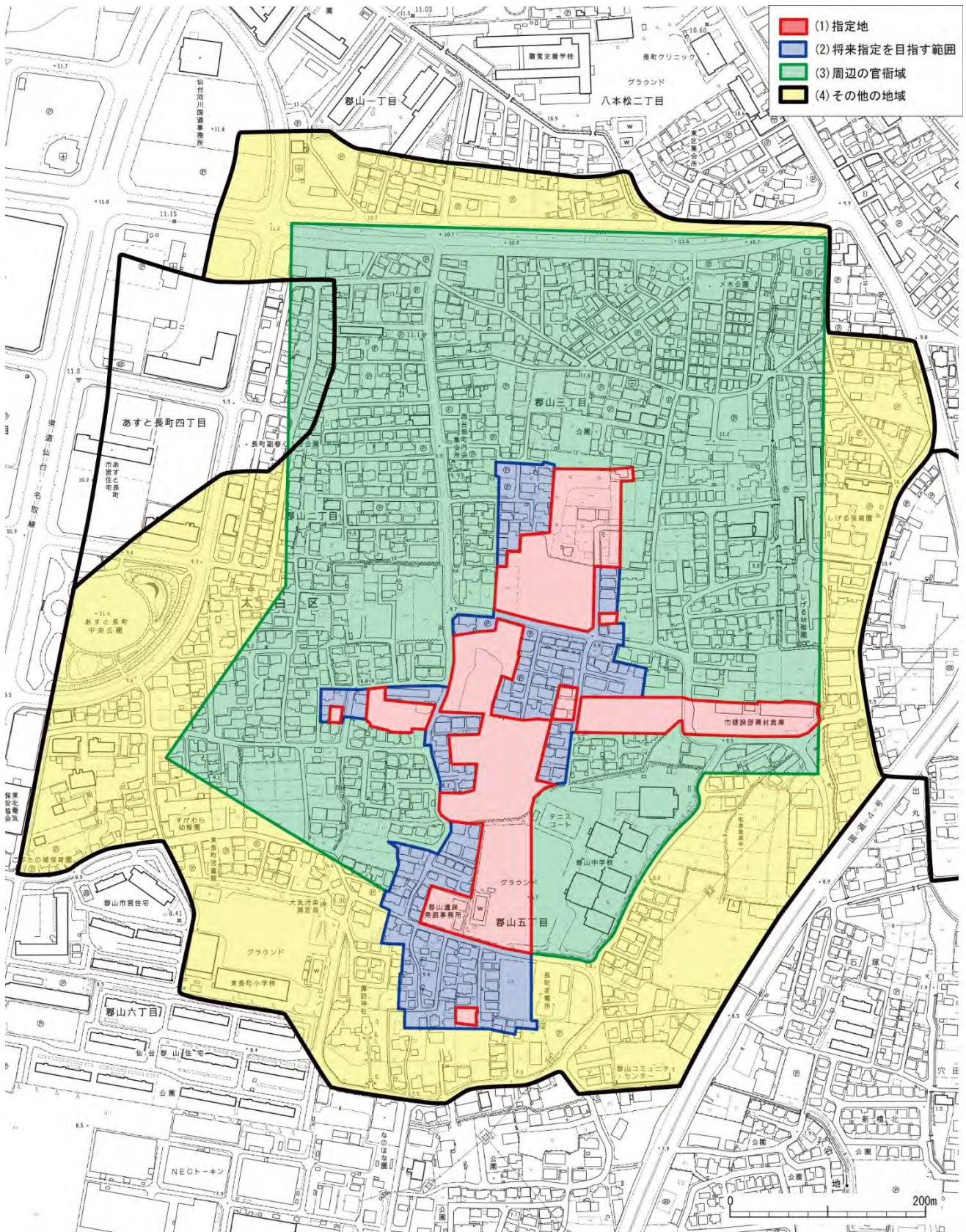
(4) その他の地域（第●図 黄地部分）

(1) ～ (3) 以外の郡山遺跡地内。

【保存・管理方法】

文化財保護法の「周知の埋蔵文化財包蔵地」の取扱い（106 頁「文化財関係届出・申請の

流れ」参照)となるが、開発計画等により遺構に影響が及ぶような場合には、理解が得られるような情報発信に努めた上で、極力保存できるように協力を求めている。◆また、郡山遺跡の性格を決定付けるような重要な遺構等が発見された場合には、追加指定を検討する。■●



第 図 史跡指定範囲と官衙域等

史跡を構成する個別の諸要素の保存管理の方法

分類	要素	保存管理の方法		
本質的価値を構成する要素	遺構	(ア) 継続的・計画的な発掘調査を行い、史跡の全体像解明に努めるとともに、見つかった遺構は埋め戻して保存する（必要に応じて盛土による保護を行う）。 (イ) 整備基本計画策定の中で地下遺構を視覚化する整備について検討し、地上において遺構の位置・規模や、官衙の様相がわかる状態にする。 (ウ) 一体的な整備を実施するまでに、区分けした上で順次整備を行うことなどを整備基本計画策定の中で検討し、整備を行うまでは引き続き除草等を行う。	■ ■ ◆	
	遺物	(エ) 整備基本計画策定の中でガイダンス施設（調査・収蔵・展示等の機能を兼ねる）の整備について検討し、将来的には史跡近辺での遺物や調査記録類の保管を可能にする。それまでは、市内に所在する収蔵庫にて保管する。	■	
	空閑地	(オ) 整備基本計画策定の中で地下遺構を視覚化する整備について検討し、地上において遺構と空閑地の区別がつく状態にする。 (カ) 一体的な整備を実施するまでに、区分けした上で順次整備を行うことなどを整備基本計画策定の中で検討し、整備を行うまでは引き続き除草等を行う。	■ ◆	
本質的価値を構成する要素以外の諸要素	史的変遷の要歴史的	官衙期以外の時代の遺構・遺物	(ア) 史跡地の歴史の変遷を明らかにするためにも、継続的・計画的な発掘調査を行う。	■
		居久根(いぐね)	(イ) 引き続き伸長した枝の剪定等の維持管理を行うとともに、樹木の生長に伴う倒木の可能性を考慮し、必要に応じて間伐等を行う。	◆
	史跡の保存管理・活用に資する要素	郡山遺跡説明板	(ウ) 維持管理は引き続き地域住民の協力を得ながら文化財課が行い、老朽化したものについては随時更新する。 (エ) 整備基本計画策定の中でデザインの統一等について整理し、設置箇所や設置数についても再整理する。	◆
		史跡標識	(オ) 維持管理は引き続き地域住民の協力を得ながら文化財課が行い、整備基本計画策定の中で、設置箇所や設置数について整理した上で、新規設置や移設等を行う。	◆
		調査事務所	(カ) 整備基本計画策定の中でガイダンス施設（調査・収蔵・展示等の機能を兼ねる）の整備について検討する。史跡近辺に施設を整備するまでの調査事務所を確保する。	■
		土地境界杭（標）	(キ) 公有化した範囲については、史跡境界標を設置する。	●
		木柵・生垣	(ク) 引き続き維持管理や剪定を行い、老朽化したものについては随時更新する。 (ケ) 整備基本計画策定の中で遮蔽施設について検討する。	◆
		花壇	(コ) 一体的な整備や区分けした上での整備を行うまでは、引き続き近隣学校や地域住民の協力を得ながら花壇の整備を行う。	◆
		暫定整備遺構表示（郡山廃寺跡 講堂跡・僧房跡）	(サ) 引き続き維持管理を行うとともに、説明板を設置するなど、周知の方法を工夫する。 (シ) 整備基本計画策定の中で整備内容や整備方法について検討する。	◆
	居久根(いぐね)	(ス) 引き続き伸長した枝の剪定等の維持管理を行うとともに、樹木の生長に伴う倒木の可能性を考慮し、必要に応じて間伐等を行う。	◆	
	その他の要素	農耕地等	(セ) 史跡の保存が所有者の利用を損ねたり、居住者の生活に支障をきたすような状況が生じた場合には、その土地の取扱いについて関係者と協議する。 (ソ) 所有者の同意の上、条件が整い次第順次公有化し、遺構の恒久的な保存を図る。	◆ ●
		民家その他の建築物及び工作物	(タ) 一体的な整備を実施するまでに、区分けした上で順次整備を行うことなどを整備基本計画策定の中で検討する。	■
		道路等	(チ) 一体的な史跡公園としての整備を行うため、将来的な取扱いについて関係機関と協議・検討を行う。	■
		その他の人工物		

史跡の周辺地域における個別の諸要素の保存管理の方法

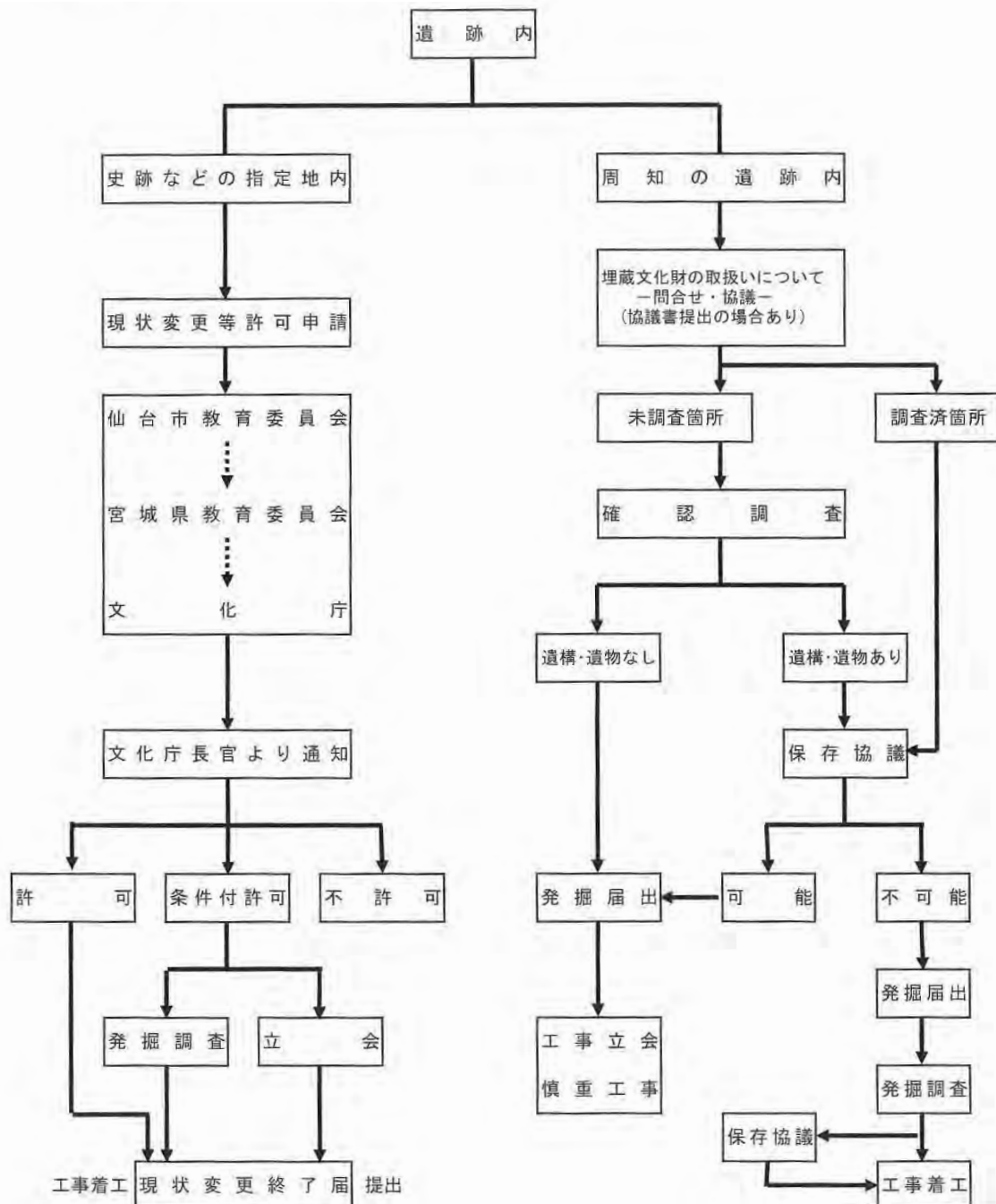
地区	分類	要素	保存管理の方法		
史跡地外	本質的価値に準ずる要素	遺構	(ア) 「将来指定を目指す範囲」外で重要遺構が見つかった場合にも、史跡化・公有化を検討する。 (イ) 史跡および周辺の包蔵地の重要性をより一層周知するとともに、 遺構に影響が及ばないように、関係者 に対してより一層の協力を求める。 (ウ) 開発行為に伴う発掘調査結果を蓄積・分析するとともに 必要に応じて範囲確認調査の対象とし 、史跡の全体像解明に努める。	● ◆ ■	
		遺物	(エ) 整備基本計画策定の中でガイダンス施設（調査・収蔵・展示等の機能を兼ねる）の整備について検討し、将来的には史跡近辺での遺物や 調査記録類 の保管を可能にする。それまでの間、 調査記録類や出土遺物 は市内に所在する収蔵庫にて保管する。	■	
		空地	(オ) 開発行為に伴う発掘調査結果を蓄積・分析するとともに 必要に応じて範囲確認調査の対象とし 、史跡の全体像解明に努める。	■	
	本質的価値に準ずる要素以外の諸要素	史跡の変遷にかかわる要素	官衙期以外の時代の遺構・遺物	(ア) 史跡地内出土遺物や調査記録類とともに保管する。保管場所については、整備基本計画策定の中で史跡地近辺にガイダンス施設（調査・収蔵・展示等の機能を兼ねる）を整備することについて検討する。	■
			史跡の保存管理・活用に資する要素	歩道舗装を利用した遺構平面表示（Ⅱ期官衙外溝北西隅部付近）	(イ) 維持管理は引き続き歩道の管理を担当する部署が行う。 (ウ) 整備基本計画策定の中で、史跡地外の表示を含めた全体の統一性等について検討する。
		郡山遺跡説明板	(エ) 維持管理は引き続き地域住民の協力を得ながら文化財課が行い 、老朽化したものについては随時更新する。 (オ) 整備基本計画策定の中でデザインの統一等について整理し、設置箇所や設置数についても再整理する。	◆	
		郡山中学校校舎内遺構復元表示（官人の居宅と考えられる建物群）	(カ) 維持管理は引き続き中学校の協力を得ながら文化財課が行い 、整備基本計画策定の中で、修繕および史跡地外の表示を含めた全体の統一性等について検討する。	◆	
		その他の要素	緑地等	(キ) 「将来指定を目指す範囲」外で重要遺構が見つかった場合にも、史跡化・公有化を検討する。 (ク) 史跡および周辺の包蔵地の重要性をより一層周知するとともに、 遺構に影響が及ばないように、関係者 に対してより一層の協力を求める。 (ケ) 開発行為に伴う発掘調査結果を蓄積・分析するとともに 必要に応じて範囲確認調査の対象とし 、史跡の全体像解明に努める。 (コ) 一体的な史跡公園としての整備を行うため、将来的な取扱いについて関係機関と協議・検討を行う。 (サ) 情報発信を強化し、世代交代した地権者や、売買によって増加した新規住民の史跡への理解を得る。	● ◆ ■ ■ ◆
	農耕地等				
	民家その他の建築物及び工作物				
	道路等				
	その他の人工物				

3 現状変更等の取扱い基準

現状変更等：史跡の現状を変更する行為および、保存に影響を及ぼす行為。

文化財保護法では、史跡に関して現状変更等の制限及び原状回復に関して規定しており、史跡指定地内においては、現状変更及び保存に影響を及ぼす行為に関して厳しい制限がかかっている。指定地内における建造物や工作物の設置・撤去や木の伐採等、地上・地下において現状を変更する行為が許可申請の対象となる。

<文化財関係届出・申請の流れ>



文化財保護法施行令第5条第4項に基づき仙台市が許可及びその取消し並びに停止命令を行う現状変更等

許可事務の範囲		許可事務範囲の説明
イ	・小規模建築物で2年以内の期間を限って設置されるものの新築・増築又は改築	・小規模建築物：階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物で、建築面積が120㎡以下のもの（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）
ロ	・小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から50年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が150ha以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの	・小規模建築物：階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物で、建築面積が120㎡以下のもの（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）
※仙台郡山官衙遺跡群の指定面積は約4.5haのため本項は該当しない		
ハ	・工作物の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から50年を経過していない工作物に係るものに限る。） ・道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）	工作物：建築物を除く
ニ	・法第115条第1項に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修	・法第115条第1項：（史跡名勝天然記念物の管理団体は、）文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。 ・法第120条及び第172条第5項において準用する場合を含む。
ホ	・電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修	
ヘ	・建築物等の除却	・建築又は設置の日から50年を経過していない建築物等に係るものに限る。
ト	・木竹の伐採	・名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。
チ	・史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取	
リ	・天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取 ※仙台郡山官衙遺跡群は本項の該当なし	
ヌ	・天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け ※仙台郡山官衙遺跡群は本項の該当なし	
ル	・天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却 ※仙台郡山官衙遺跡群は本項の該当なし	
ヲ	・イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会（当該管理計画が市の区域（管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）又は町村の区域（次条第七項に規定する特定認定市町村である町村であつて同条第二項に規定する事務を行うこととされたものにあつては、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該管理計画が市の特定区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等	

<史跡地近辺で工事等を行う際のフローチャート>

史跡仙台郡山官衙遺跡群内や近い場所で以下のような行為を行う場合、

- ① 住宅を新築する，撤去して建て替える，改築する
- ② 小屋，塀，柵，テント，看板などの工作物を設置する，除去する
- ③ 道路の舗装，修繕を行う
- ④ 電柱，電線，ガス管，水道管などの工事をする
- ⑤ 木竹を伐採する，伐根する

現状変更等



仙台市文化財課に史跡指定区域に該当するか確認



史跡指定区域に該当する

史跡指定区域に該当しない

仙台市文化財課と
工事等の内容について協議

遺跡の範囲に
該当しない

郡山遺跡など，遺跡の
範囲に該当する(※1)

現状変更等 可

現状変更等 不可

着工可能

地面を掘削する場合，
「発掘届」を提出(※2・3)
提出後の流れについてはP116 参照

仙台市文化財課に
現状変更申請書を提出

工事等の内容変更(★)
について再協議

仙台市文化財課の
立会いのもと
現状変更を行う

★再協議が整わない場合，
現状変更等が許可されない
場合あり。

※1 史跡を目指す範囲の場合は
別途協議が必要。

※2 住宅改築の際に屋内の工事のみ
行う場合や，樹木を根元で伐採
する場合など，地面の掘削を伴わ
ない場合は，「発掘届」の提出不要。

※3 住宅の解体時や，樹木の伐根時は
「発掘届」の提出は不要だが，過去の
発掘調査の結果，重要な遺構が見つかっ
ている(見つかる可能性が高い)場所につい
ては，文化財課が立会う場合あり。

(1) 指定地

【現状変更等の取扱いに係るこれまでの経緯】

史跡仙台郡山官衙遺跡群の本質的価値を構成する諸要素としては、地下に埋蔵されている遺構・遺物が対象となり、それらについて適切に保存するため、「仙台郡山官衙遺跡群保存管理計画書」（平成20年3月）を策定し、文化財保護法に基づいた取扱いをすることとして現状変更の取扱い基準を定め、これまで保存管理を行ってきた。

取扱い基準については、土地所有区分を考慮し、地区区分（①民有地、②学校用地、③市有地・国有地）を行っており、現状変更許可の申請があった場合、その判断にあたって事前の発掘調査を実施することがあると定めている。

保存管理計画策定後、公有化が進んだことで民有地が減少し、市有地が増加していることに伴い、現状変更についても、市有地で文化財課が実施した保存管理・活用等に伴う事例が大半を占めている。

第●表 保存管理計画策定後の現状変更 件数及び概要

【平成20年度～令和5年度】

	民有地		学校用地	市有地							計
				文化財課管理地					他部局管理地		
	買上に伴う解体撤去・樹木伐採	フェンス設置	中学校プール・水道管・ブロック塀等	木柵設置	標識・説明板設置	発掘調査（範囲確認調査）	植栽（暫定整備）	木竹剪定・伐採	電柱撤去	建物解体撤去	
H20	3			1	2	1					7
H21			1								1
H22											0
H23	1	1	1	1			1				5
H24							1				1
H25							1				1
H26							1				1
H27							1			1	2
H28							1		1		2
H29			2		1		1				4
H30	2		1	1			1				5
H31・R1	1		1	1		1	1				5
R2	1		1	1		1	1	1	1		7
R3						1	1				2
R4				※刊行までに追加します。							
R5											
計	8	1	7	5	3	4	11	1	2	1	43

これまでの経緯を踏まえ、各地区区分における今後の現状変更等の取扱いについての方針を以下のとおりとする。

【私有地】

地権者の理解と協力のもと、公有化（買上）に伴う建物等の解体工事以外の事例はほとんどない状況であり、引き続き同様の取扱い基準の下に適切な保存管理を行っていく。

【学校用地】

水道管の漏水対応や、プールの修繕工事等が行われているが、いずれも遺構に影響を与えない工事内容についてのみ許可しており、引き続き同様の取扱い基準の下に適切な保存管理を行っていく。

【市有地（他部局管理地）】

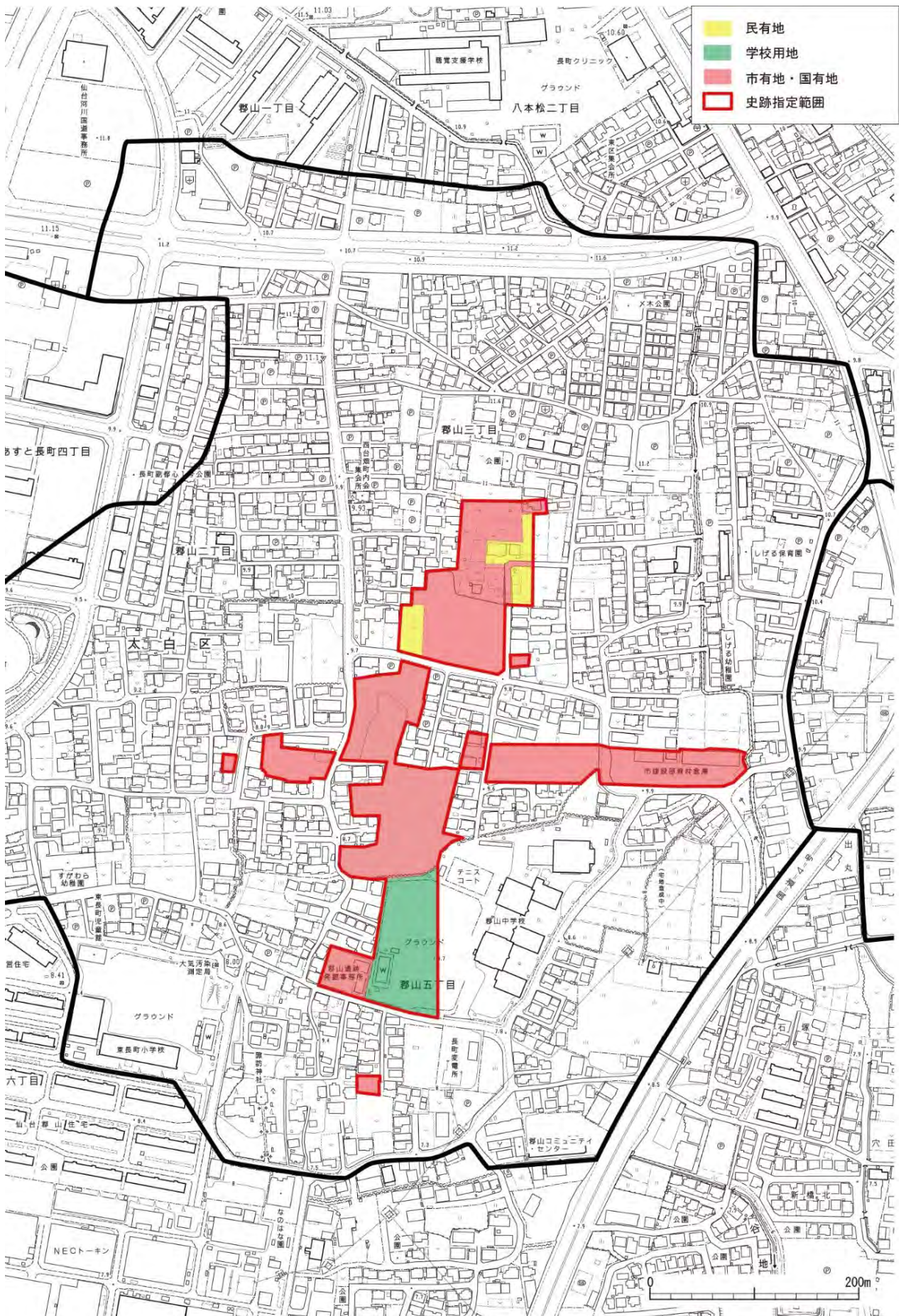
建物の解体等が行われているが、遺構に影響を与えない工事内容についてのみ許可しており、引き続き同様の取扱い基準の下に適切な保存管理を行っていく。

【市有地（文化財課管理地）】

今後もこれまで同様の事業実施が想定される他、整備（暫定整備を含む）に伴う工事を実施する予定であるが、その内容については今後、整備基本計画策定の際に検討が必要である。なお、整備（暫定整備）の実施に関わらず、今後史跡地を教育活動や地域活動等で使用する可能性についても考慮する必要があるため、それらに伴う一時的な工作物等の設置については、遺構に影響を与えないことを前提として許可する場合もあることを新たに追加することとする。

地 区	現状変更取扱い基準
私有地 (第●図 黄地部分)	①原則として史跡にとって必要な行為以外の現状変更は認めない。 ②新築は認めない。生活上やむを得ない住宅の増改築等は、遺構に影響を与えないことを前提として現状変更を許可する場合もある。 ③電気、水道等のライフライン施設の補修もしくは修繕に関しては、遺構に影響を与えないことを前提として現状変更を許可する場合もある。
学校用地 (第●図 緑地部分)	①原則として史跡にとって必要な行為以外の現状変更は認めない。 ②新築は認めない。学校施設におけるやむを得ない増改築等は、遺構に影響を与えないことを前提として現状変更を許可する場合もある。 ③電気、水道等のライフライン施設の補修もしくは修繕に関しては、遺構に影響を与えないことを前提として現状変更を許可する場合もある。
市有地, 国有地 (第●図 赤地部分)	①原則として史跡にとって必要な行為以外の現状変更は認めない。 ②公衆用道路、水路の拡幅は認めない。補修もしくは修繕は、遺構に影響を与えないことを前提として現状変更を許可する場合もある。 ③電気、水道等のライフライン施設の補修もしくは修繕に関しては、遺構に影響を与えないことを前提として現状変更を許可する場合もある。 ④公共・公益施設の補修もしくは修繕に関しては、遺構に影響を与えないことを前提として現状変更を許可する場合もある。 ⑤教育活動や地域活動等に伴う一時的な工作物等の設置に関しては、遺構に影響を与えないことを前提として許可する場合もある。

※ 現状変更の手続き（102頁 「文化財関係届出・申請の流れ」参照）



第●図 史跡内部保存管理区分

(2) 将来指定を目指す範囲，周辺の官衙域，その他の地域

当該地の現状変更については，計画段階で十分な協議を行い，地下遺構及び周辺の環境が極力破壊されることがないように，事業者及び所有者等に事業計画の見直し等の協力を得られるよう努める。

生活上やむをえない事由による開発行為については，地下遺構への影響を最小限に止めるよう協力を求め，遺跡の保護・保存に努める。

4 公有化の方針

指定地内の私有地 3,134.81 m²については，史跡の保存及び整備・活用の観点からも，条件が整い次第順次公有化を実施する。また，将来指定を目指す範囲，周辺の官衙域，その他の地域についても，史跡追加指定がなされた部分について，指定地に準じて可能な限り公有化を行っていく。

5 追加指定

将来指定を目指す範囲については，所有者の同意が得られた部分から順次追加指定をしていくこととする。また，周辺の官衙域，その他の地域については，発掘調査の結果，指定地と同等の重要性をもつものであると判断された場合，所有者の同意を求め，追加指定することを検討する。

第8章 活用

1 活用の方向性

【活用の基本方針】（100 頁より）

- 市街地における史跡の恒久的な保存に対して理解・協力を得るため、発掘調査に基づく情報をもとに、本質的価値が正しく伝わるように、積極的に活用を行う。
- ◆史跡が市民にとっての宝となり、重要性が世界に発信されるように、近隣住民や学校をはじめとした市民の理解と協力を得て、連携を図りながら活用を行うとともに、**壮大な歴史の流れと史跡との関わりが伝わるように、関連遺跡・機関と連携した活用や多様な情報発信を行う。**
- 史跡の持つ歴史的意義をはじめ、地域性・国際性・環境的意義等を踏まえ、学校教育・生涯学習の場(=学びの場)、市民に親しまれる憩いの場や防災に資する場(=親しむ場)、文化観光に資する場(=楽しむ場)など、多様な視点からの活用を行う。

上記の基本方針を達成するため、活用の方向性を以下のように整理する。

■調査に基づく活用

- ・ 調査研究によって明らかになった史跡の本質的価値を、広く共有できるような郡山遺跡ならではの活用（公開、諸施設の設置、立案・宣伝、運営）に努めることとする。
- ・ 本史跡を通して市民をはじめとする来訪者が、史跡の本質的価値や、**飛鳥・奈良時代の歴史**を体感できるような活用を図ることとする。

◆多方面と連携した活用

- ・ 地域住民や学校、ボランティア、各種 NPO 等と積極的に連携し、遺跡の公開・普及・啓発活動において協働していけるよう検討することとする。
- ・ **多くの人に史跡の重要性が理解され、広く世界に発信されるように、各種広報媒体等との連携も視野に入れた多様な手法や、多言語による情報発信に努めることとする。**
- ・ 市内における飛鳥時代の遺跡の活用拠点として、市内の遺跡をネットワーク化する際の一翼を担うような活用を行うこととする。
- ・ 古代における関連遺跡とのつながりや交流について理解を促せるような連携を図ることとする。

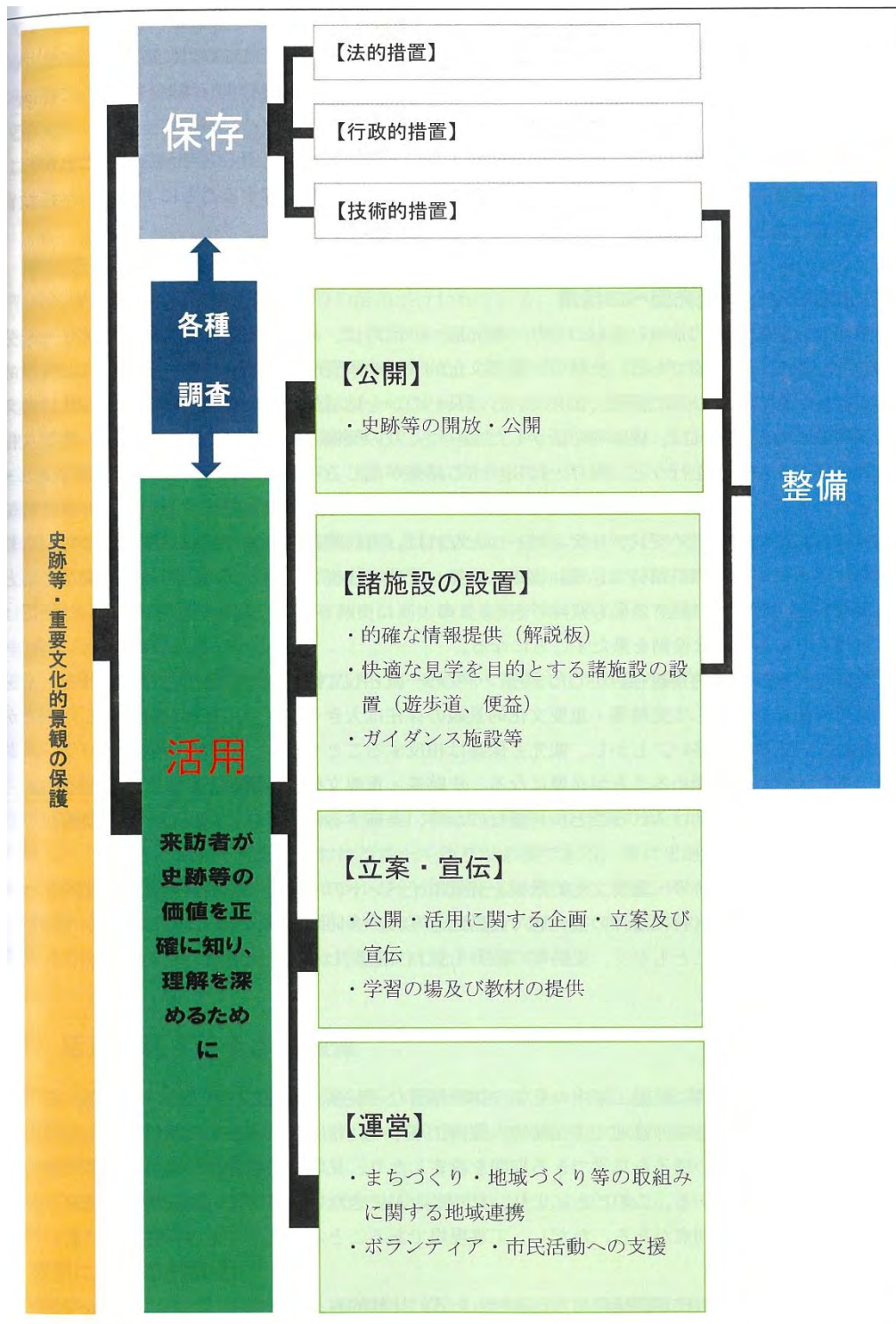
●多様な視点からの活用

- ・ 学校教育においては、歴史(郷土)学習や総合的な学習などに活用し、郷土意識を育む。また、市民や利用者が様々なライフステージにおいて、創造的市民活動の源泉として多面的に活用できるようにする。
- ・ 古代史の重要な舞台として郡山地域のアイデンティティ形成に資するとともに、本史跡が市民の宝として今後も都市と共存していけるよう、市民が親しみや誇りを持てるような活用を図ることとする。併せて、地域外からの訪問者が地域の歴史及び文化を体験する文化的観光資源としての活用の在り方や、防災に資する場としての在り方と調和を図ることとする。

2 活用の方法

学校教育や社会教育，地域（観光を含む）における仙台郡山官衙遺跡群の活用について，具体的な手法を示すにあたり，「学びの場・親しむ場・楽しむ場」としての活用方法という形で整理する。併せて，次章の整備の方法（2）公開活用の施設整備の方法についても同様に整理する。

活用の内容としては，『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』に基づき，「公開，諸施設の設置，立案・宣伝，運営」の項目ごとにまとめる。



『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』より引用

(1) 学びの場としての活用方法

【公開】 ・ 史跡等の開放，公開

Ⅱ期官衙の遺構を中心として，様々な目的・背景知識を有する見学者が史跡の本質的価値を学べるよう整備し，開放・公開する。公有化の進展に合わせて，史跡地内部まで見学できる状態への整備を行い，開放・公開範囲を順次拡大する。■●

【諸施設の設置】 ・ 的確な情報提供（解説板）・快適な見学を目的とする諸施設の設置（遊歩道・便益）・ガイダンス施設等

Ⅱ期官衙の遺構を中心として，様々な目的・背景知識を有する見学者が史跡の本質的価値を学べるよう，既存の説明板の修繕や更新を行うとともに，史跡地近辺でのガイダンス施設（調査・収蔵・展示等の機能を兼ねる）の整備を検討する。校外学習等の団体での利用や，様々なライフステージにおける生涯学習を想定した解説板や便益施設，防災設備を検討する。■●

【立案・宣伝】 ・ 公開，活用に関する企画，立案及び宣伝 ・ 学習の場及び教材の提供

Ⅱ期官衙の遺構を中心として，様々な目的・背景知識を有する学習者が史跡の本質的価値を学べるような企画や学習の場を提供する。■●◆

① 郡山遺跡の歴史的背景を踏まえた企画立案 ■●◆

令和元年度から文化庁の Living History（生きた歴史体験プログラム）促進事業（121 頁参照）が始まり，令和 2 年度には奈良文化財研究所において「歴史的脈絡に因む遺跡の活用」についての研究集会が行われるなど，近年各史跡における「歴史的事実や文化などに因んだ脈絡の延長上において，持続可能で，現代社会が受け入れやすく，新しい文化創造に繋がり得る内容の行事や催事を作り出すこと（内田 2021）」が重要視されている。

平城遷都 1300 年祭においては、『続日本紀』を基本文献とした検討を基に，奈良時代の儀式や行事等の再現が行われたが，その際，宮中儀式であっても奈良時代の儀式内容は全くといってよいほど明らかでないことが指摘されている（立石 2021）。

仙台郡山官衙遺跡群において，飛鳥・奈良時代の歴史的事実や文化に因んだ行事や催事を行う際にも，創作に頼る部分が多くなることが想定されるが，特に石組池における儀礼などは，仙台郡山官衙遺跡群の本質的価値を理解する上で非常に重要な役割を有するため，歴史的背景を踏まえた，本史跡ならではの企画を検討していく必要がある。

《 例 》

- ◎ 石組池において行われた蝦夷の服属儀礼の様子を再現した行事
（石組溝で導水・排水し，石組池に貯水した状態等で行うなど）
- 政庁で行われたと想定される元日朝賀の様子を再現した催事
- 政庁での軍団兵士の整列等を模した行事

・
・



② 学校のカリキュラムと連動した活用方法等の工夫 ●◆■

学校現場の先生方が、郡山遺跡について積極的に授業に取り入れることができるよう、研修機会の設定や情報提供等の工夫を行う。また、郡山遺跡についての指導が、教科等の年間指導計画に沿ったものとなるように、現場の先生方の意見を取り入れながら指導案を作成したり、授業において使用しやすい副教材（ワークシート・パンフレット）等を作成する。更に、国の「学校教育情報化推進計画」等に基づき、学習教材のVR化等の推進について検討する。

史跡近隣の学校をはじめとして市内全域の学校へ、段階的に改良しながら取り組みを進めるとともに、上記の市内学校カリキュラムと連動した工夫を進めることで活用事例を増やし、県内・県外からの教育旅行の誘致にもつなげる。



郡山遺跡を扱った
出前授業の様子

連動を想定する内容

○小学校学習指導要領（平成 29 年告示） 社会 【第 6 学年】より

- (イ)大陸文化の摂取，大化の改新，大仏造営の様子を手掛かりに，**天皇を中心とした政治が確立されたことを理解すること。**
- (シ)遺跡や文化財，地図や年表などの資料で調べ，まとめること。

○中学校学習指導要領（平成 29 年告示） 社会 【歴史的分野】より

- A 歴史との対話 (2)身近な地域の歴史
 - (ア)自らが生活する地域や受け継がれてきた伝統や文化への関心をもって，**具体的な事柄との関わりの中で，地域の歴史について調べたり，収集した情報を年表などにまとめたりするなどの技能を身に付けること。**
- B 近世までの日本とアジア (1)古代までの日本
 - (ウ)律令国家の形成
 - 律令国家の確立に至るまでの過程，摂関政治などを基に，**東アジアの文物や制度を積極的に取り入れながら国家の仕組みが整えられ，その後，天皇や貴族による政治が展開したことを理解すること。**
 - (エ)古代の文化と東アジアの関わり
 - 仏教の伝来とその影響，仮名文字の成立などを基に，国際的な要素をもった文化が栄え，それらを基礎としながら文化の国風化が進んだことを理解すること。**

○高等学校学習指導要領（平成 30 年告示） 地理歴史（日本史探求） より

- A 原始・古代の日本と東アジア
 - (3)古代の国家・社会の展開と画期（歴史の解釈，説明，論述）
 - (ア)国家の形成と古墳文化，**律令体制の成立過程と諸文化の形成などを基に，原始から古代の政治・社会や文化の特色を理解すること。**
 - (ア)中国大陸・朝鮮半島との関係，隋・唐など中国王朝との関係と政治や文化への影響などに着目して，主題を設定し，国の形成と連合，**古代の国家の形成過程について，事象の意味や意義，関係性などを多面的・多角的に考察し，歴史に関わる諸事象の解釈や歴史の画期などを根拠を示して表現すること。**

③ 学校教育における「自然環境や文化財を活用した体験学習の場」の創出 ◆◆

児童生徒が自然環境や史跡の重要性を理解し、大切に伝えていこうとする意識を育むことができるように、体験学習の場を創出する。

また、安全面等も考慮した上で、参加しやすい史跡整備の工程に児童生徒が参加する方法についても検討する。

郡山遺跡 職場体験の様子



④ 高校生以上の自主的な学び・交流を支援する企画 ◆◆■

高校生以上の生徒・学生を対象とし、郡山遺跡についての理解を深めて若年層の視点を活かしたガイド活動やパンフレット作成（漫画やイラスト等の活用）などのアウトプットが可能となるような、郡山遺跡サポーター養成講座を開催するなど、生徒・学生たちの自主的な学び・交流を支援する企画を検討する。

⑤ 郡山遺跡を活用した研究教育プログラムの実施 ◆◆■

大学等と連携し、発掘調査への学生の参加や、資料分析等を実施するなど、郡山遺跡を活用した研究教育プログラムの実施を検討する。

⑥ 生涯学習機会の充実 ●■

これまで希望者に対して実施してきた仙台郡山官衙遺跡群についての出前講座や史跡地見学を引き続き実施するとともに、様々な興味関心・背景知識を有する学習者のニーズに応じた講座や体験活動等を開催するなど、生涯学習機会の充実を図る。

⑦ 整備完了までの史跡の公開機会や出土遺物展示の充実 ■●

職員が同行する史跡地見学の定期実施や、調査現場の公開機会増など、既に実施している事業の充実を図る。併せて、郡山中学校校舎内ピロティで行っている遺構の復元展示やパネル展示について、より一層の周知を図るとともに、学校側と協議の上、見学機会を増やすための方策を検討する。また、文化財展や近隣学校等での展示など、既存の展示機会において展示内容を充実させるとともに、史跡地近辺を中心に展示可能な場の確保に努めるなど、新たに展示可能な場所や機会を増やす。



郡山中学校ピロティ遺構復元展示



文化財展の様子

【運営】 ・まちづくり、地域づくり等の取組みに関する地域連携・ボランティア、市民活動への支援

仙台郡山官衙遺跡群にかかわるボランティア活動等を通して、歴史学習をはじめ、地域への関心を深められるよう、ボランティアの養成講座やスキルアップ研修を行うなど、市民の学習活動への支援を行う。◆●

仙台市文化財サポーター養成講座の様子



(2) 親しむ場としての活用方法

【公開】 ・ 史跡等の開放，公開

史跡内の空閑地を広場や休息施設等として開放し，地域住民をはじめ，市民に親しまれる憩いの場とする。●

【諸施設の設置】 ・ 的確な情報提供（解説板）・快適な見学を目的とする諸施設の設置（遊歩道・便益）・ガイダンス施設等 日常的に市民が集う場としての利用を考えた案内板や遊歩道，防犯設備等を検討する。●

【立案・宣伝】 ・ 公開，活用に関する企画，立案及び宣伝 ・ 学習の場及び教材の提供

古代において様々な人・モノ・文化・技術交流の場であった仙台郡山官衙遺跡群の性格を生かし，現代においても，地域における住民の交流をはじめ，県内や国内，海外との様々な交流の場として活用する。◆◆■

≪ 例 ≫

- 官衙やその周辺に特産物が集められたことにちなみ，物産市・マルシェなどの会場として活用する。
- 関連遺跡のつながりや遺跡ネットワークについてパンフレット・ホームページ等を作成する。
- ・他自治体の博物館や，古代において関連や交流が伺える遺跡（蝦夷が訪れた記録がある遺跡や，東北地方の土師器が出土している遺跡）等と交換展示や訪問事業などの交流事業を企画する。
- ・古代城柵官衙遺跡など，関連遺跡の管理団体等とシンポジウムなどの共催事業を行う。



陸奥国分寺跡にて

「お薬師さんの手づくり市」の様子

【運営】 ・ まちづくり，地域づくり等の取組みに関する地域連携・ボランティア，市民活動への支援

地域住民をはじめとした市民が，日常生活の中で活用するとともに，自ら整備や維持管理・運営等に携わることで，史跡の存在が市民に親しまれるような取組みを検討する。◆◆■

① 市民参画による活用・運営 ◆◆■

歴史公園としての整備事業や整備後の管理・運営を市民との協働で行うために，ガイドボランティア等の養成と活動の推進，公園利用者による清掃等奉仕活動などを実施する。

≪ 例 ≫

- ◎暫定として市民参加による短期的な整備（花壇等）を行う。
- ◎史跡や整備後の運営・管理に対する関心を持ってもらうために，整備の様子を順次公開し，見学の機会を設ける。
- 安全面等も考慮した上で，参加しやすい史跡整備の工程に市民の参加を図る。



陸奥国分寺薬師堂ガイド
ボランティア会活動の様子



郡山遺跡
花壇整備の様子

② 地域と共に歩む場としての利活用 ●◆

地域の活性化に向けた取組の拠点となるような活用方法を検討する。特に、東日本大震災以降に史跡地周辺やあすと長町では地域住民の世代交代の進行や、新規住民の増加が続いているため、長く郡山地域に暮らしてきた住民層と新たな住民層が、史跡にまつわる活動等を通して交流し、史跡が新たな地域コミュニティを形成していく際に住民同士をつなぐ場所や機会となるような活用を図る。より広く地域住民層が史跡の活用に関わることによって、将来的に持続していけるような活用の在り方を考える。

◀ 例 ▶

- ◎防災訓練など、町内会の地域活動等で史跡地を活用できるようにする。
 - ◎地域住民が史跡への理解を深めるための講座等を定期的に行う。
 - 地域まつり等において史跡を活かしたブース等を設ける。
 - 音楽や伝統芸能などの文化イベント、地域で活動する団体の発表の場として活用する。
 - 史跡地の清掃活動等を兼ねたクイズラリーなど、地域住民が親子で気軽に参加できるイベントを行う。
- ・地域住民の趣味や得意分野を史跡にまつわる活動に活かす
「このゆびとまれ」方式の活動の場とする（住民撮影の写真や住民作画の絵を史跡のPRに活用、園芸知識を活かして植栽等の管理に協力、古代料理をつくってイベント等で振る舞うなど）。
 - ・地元産の素材や地域のアイデアを活かしたグッズの作成を行う。



史跡地の清掃活動

③ 防災に資する場としての活用 ●

現在も史跡地の一部が周辺町内会のいっとき避難場所として使用されているが、整備の際に防災あずまや・かまどベンチなどの設備設置等も検討し、日頃から防災訓練などを行うことで、地震や市街地火災等の防災に資する場として、**市民の日常生活に根差した活用**を図る。



海岸公園冒険広場(仙台市若林区井土)ホームページより

防災あずまや(普段の様子)

(3) 楽しむ場としての活用方法

【公開】 ・史跡等の開放，公開

文化観光地としての活用と近隣住民の住環境との調和を図った史跡地の開放・公開を行う。●

【諸施設の設置】 ・的確な情報提供（解説板）・快適な見学を目的とする諸施設の設置（遊歩道・便益）・ガイダンス施設等

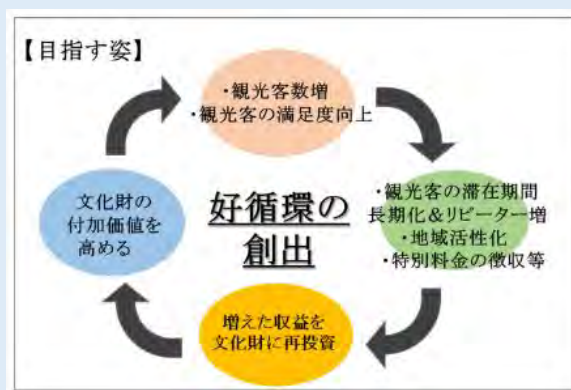
海外からの来訪者も含めた文化観光地としての利用を想定したガイダンス施設や案内板・設備等を検討する。◆●■

【立案・宣伝】 ・公開，活用に関する企画，立案及び宣伝 ・学習の場及び教材の提供

Living History（生きた歴史体験プログラム）促進事業など，海外へのアプローチを含めた観光面での企画，立案を検討するとともに，旅行者へ向けたPRや，古代における東北地方をはじめとした関連遺跡とのつながりについて理解を促すため，古代遺跡を巡る観光ツアー等との連携などを検討する。●◆■

★Living History 促進事業とは

Living History（生きた歴史体感プログラム）促進事業とは，歴史的背景に基づいた復元行事や展示・体験プログラム等の構築により，文化財を磨き上げ新たな付加価値（歴史の楽しみ方）を生み出す取り組みです。訪日外国人等観光客が往時のくらしや祭事などを体験し，日本の文化を理解・体感できるようなコンテンツ造成を推進します。



文化庁 Living History 促進事業ホームページ

<https://biz.knt.co.jp/chiiki/2019/event/livinghistory/index.html> より

① 「古代体験」の場の創出 ■●

古代の役所の仕事や当時の各階層の食事・衣服の体験等を通して，市民生活と史跡の関わりを体感してもらう仕掛けを積極的に企画・実施する。

《 例 》

- ◎古代の役人等の衣服着用や，役人の仕事体験などを行う。
- ◎古代の食事づくり，試食体験などを行う。
- ◎古代の遊戯や建築・測量・モノづくりなどの技術にかかわる体験を行う。
- 古代の儀礼や年中行事にまつわるイベントを開催する。



斎宮跡(三重県)の例

② 多面的な媒体による情報発信 ◆

仙台郡山官衙遺跡群の情報を全国・世界へ発信するため、様々な媒体を利用した多様な情報発信を行う。

◀ 例 ▶

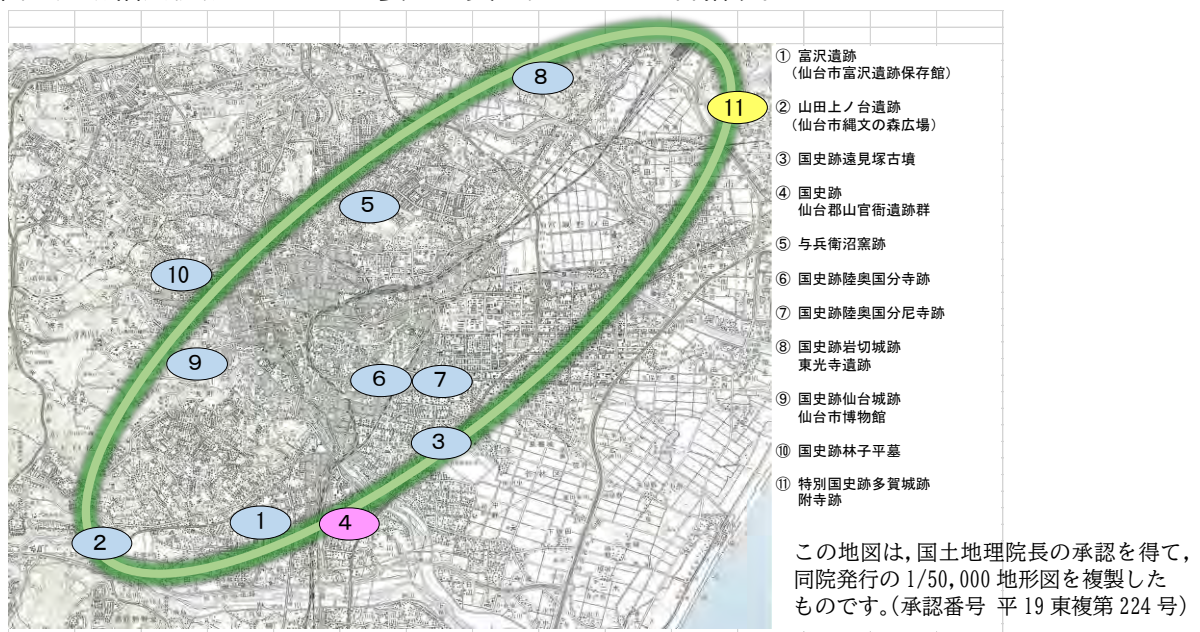
- ◎市のホームページ上に郡山遺跡の専用ページを作成する。
- ◎パンフレットの多言語化や、易しい日本語・内容のパンフレット作成を行う。
- 徒歩・自転車等での見学コースや見どころ等を紹介するマップなどの作成、観光マップ等との連携などを行う。
- ・SNS など新たな情報発信方法の活用を検討する。
- ・「せんだい Tube」（仙台市公式動画チャンネル）などを活用した動画配信を行う。
- ・公共交通機関等と連携して案内表示等を行う。



仙台城跡(仙台市)ホームページの例

③ 遺跡ネットワークのなかの郡山遺跡 ◆●●

仙台には数多くの遺跡があり、各時代の代表的な遺跡として、旧石器時代の富沢遺跡（地底の森ミュージアム）をはじめ、縄文—山田上ノ台遺跡（縄文の森広場）、古墳—史跡遠見塚古墳、奈良—史跡陸奥国分寺・尼寺跡、中世—史跡岩切城跡、近世—史跡仙台城跡などがある。こうした旧石器時代から近世に至るまでの、重要で保存状態の良い遺跡が残る仙台は、遺跡をめぐりながら、連綿と続く仙台の歴史をたどることができるという歴史的環境に恵まれた都市である。これらの遺跡を歴史的文化資産としてネットワーク化し、活用を展開することは、市民が郷土の歴史を知り郷土愛を育むばかりでなく、新たな仙台の個性を創り出し全国へ発信することに大きく寄与するものである。仙台郡山官衙遺跡群は、ネットワーク化の中で飛鳥時代の遺跡活用拠点としての重要な一翼を担うことを目指す。



第●●図 遺跡ネットワーク想定図

【運営】 ・まちづくり、地域づくり等の取組みに関する地域連携・ボランティア、市民活動への支援
観光客を対象としたガイドを行うボランティア活動等の支援を行う。◆●●

第9章 整備

1 整備の方向性

【整備の基本方針】（100 頁より）

- 市街地において史跡を恒久的に保存するため、発掘調査に基づく情報をもとに、市民の生活と調和を図りながら保存のための整備を適切に行うとともに、史跡の保存に対する理解・協力を得るための活用を行っていく上で必要となる整備を行う。
- ◆発掘調査に基づく情報をもとに、古代国家の形成過程に位置付けられる史跡の壮大さが効果的に伝わるような整備を行うとともに、史跡の様相やスケール、史跡の持つ地域性・国際性等を通して、来訪者が郡山遺跡の3つの本質的価値や、飛鳥・奈良時代の歴史を体感できるような整備を行う。
- 地域性・国際性・環境的意義等を含む本史跡の歴史的意義を踏まえた上で、多くの人に史跡の重要性が理解される整備を行い、教育や学習の場とするとともに、市民に親しまれる憩いの場や文化・観光・防災に資する場となるよう、バリアフリーをはじめ、来訪者の安心・安全に配慮し、世代や障害の有無等に関らず、多様な人々が快適に見学できるような整備を行う。

【整備のテーマ】

①「郡山遺跡からはじまる東北古代史」 ◆■

中央集権国家形成・確立期に仙台平野・新潟平野以北の蝦夷が住む地域を、直轄支配地に組み入れようとした古代史の大きな流れが捉えられ、日本という国の成り立ちへの関わりが学べるような整備を目指す。そのために1辺約428mに及ぶ材木列を四周に巡らし、内部に正殿や長大な建物、石敷、蝦夷の服属儀礼を行った方形石組池などを配し、さらに官衙の南方には寺院が配置されていたなど往時のスケールの大きさや、古代における国家的な政策を反映した施設の様相を体感することのできる整備を目指す。更に本市には、古代史の一連の流れをたどることができる主要な遺跡として、陸奥国分寺跡・陸奥国分尼寺跡、国分寺や多賀城に瓦を供給した窯として評価され、国史跡を目指すこととしている与兵衛沼窯跡がある。また隣接する多賀城市には、郡山遺跡の機能を引き継いだ国府多賀城跡（特別史跡）がある。これらを有機的に連携させることにより、「郡山遺跡からはじまる東北古代史」とのテーマが生かされ、本史跡の歴史的な重要性が伝わるような整備を目指す。

②「水と緑に象徴される交流・憩いの場」 ◆●

古代において、東北地方から東アジアに及ぶ人・文化・技術など、様々な交流の舞台となった郡山遺跡が、現代社会においても人々が集い、憩える交流の場となるような整備を目指す。特に、郡山遺跡の特徴的な遺構である石組池等と、Ⅱ期官衙中枢部に位置するケヤキの木から成る居久根（いぐね）は、古代における儀式空間を理解する上で重要であるだけでなく、宅地化が進む郡山地域において「水」と「緑」を象徴する貴重なものであり、それらを活かした整備を目指す。屋敷林として維持管理されてきた居久根（いぐね）は、仙台近郊農村の伝統的な風景を残している点でも、保全と活用が必要であり、また、史跡地一帯は郡山遺跡西側のあすと長町地区における緑の景観軸として、住宅密集地内における生活環境、防災面からも緑地が望まれる地域でもある。そのような現在の緑の保全と、古代の水と緑の復元的創出が調和した、交流・憩いの場となる質の高い都市環境整備を目指す。

整備の基本方針の達成、整備のテーマの具現化のため、整備の方向性を以下のように整理する。

【保存のための整備の方向性】 ■◆◆

- ① 発掘調査で見つかった遺構は埋め戻して現地保存し、必要に応じて遺構を被覆するための盛土造成を行うこととする。
- ② 遺構の保存上影響を及ぼす恐れのある樹木・雑草の整理を行うこととする。
- ③ 遺構の保護を前提とした上で、適切に雨水排水を行うための設備を整備することとする。
- ④ 地震・落雷・火災・水害等の災害に対する防災設備の設置を検討することとする。
- ⑤ 将来的に、都市の中において史跡のスケール感が実感できるように史跡地の分断をなくし、安全な見学動線が確保できる一体的な史跡公園として整備することを目指し、指定地内および将来指定を目指す範囲に所在する、建築物・道路等の将来的な取り扱いについて関係者や関係機関と協議を図っていくこととする。
- ⑥ 継続的な発掘調査や、出土遺物等の保管を行う拠点を史跡地近辺に確保することとする。
- ⑦ 適切な保存管理・公開活用を行っていく上で必要な整備の手法・技術について調査を行い、必要に応じて整備を更新していくこととする。

【公開活用のための施設整備の方向性】 ◆◆◆

- ① 整備の開始時期については、整備基本計画策定の中で検討することとし、一体的な整備を実施するまでに、区分けした上で順次整備を行うことなどについても検討する。また、一体的な史跡公園としての整備が完了するまでの間、暫定的に史跡地の活用を図るための整備についても検討することとする。
- ② 史跡の本質的価値を構成する遺構が地下に埋蔵されているため、復元展示や遺構表示等により本質的価値を顕在化させ、史跡の様相やスケールを体感できる整備を行うこととする。
- ③ 遺構の表示や復元展示は主にⅡ期官衙の遺構について行うこととするが、Ⅰ期官衙からの変遷が伝わるように展示方法等を検討する。
- ④ 遺構の表示や復元展示は遺構を確実に保護した上で、遺構直上の盛土造成面において行うこととする。
- ⑤ 整備における植栽は古代官衙のイメージを形成する上で重要であるため、当時の環境をできる限り復元するとともに、史跡地内に所在する居久根(いぐね)を活かした整備を行う。
- ⑥ 市民をはじめとする来訪者が安全に利用できる、文化的活動及び憩いの場となるように、便益・管理施設・防犯設備等を整備するとともに、案内板・説明板等を計画的に設置する。
- ⑦ 来訪者が史跡の本質的価値等を学ぶことができ、史跡の重要性が伝わるようなガイダンス施設(調査・収蔵・展示等の機能を兼ねる)の史跡地近辺への整備を検討する。

【ゾーニング】

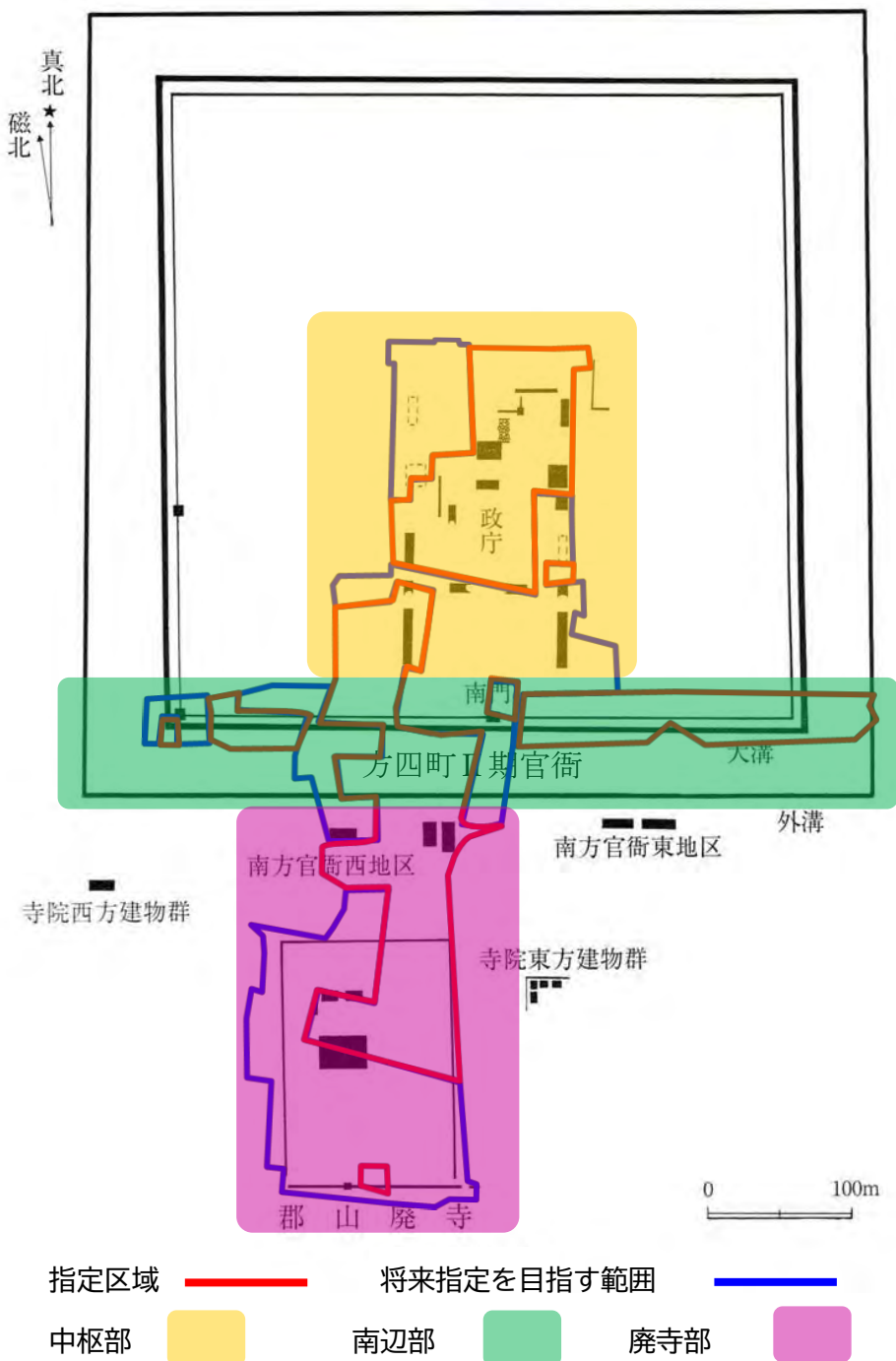
本史跡の指定地および将来指定を目指す範囲は、Ⅱ期官衙の中枢部（Ⅰ期官衙の中枢部と重複）から外郭南辺そして郡山廃寺と繋がる区域からなっており、大きく3つにゾーニングする。

中枢部：Ⅱ期官衙中枢部の石組池・石敷・石組溝，正殿，中央に広場を持つように整然と配置された掘立柱建物などの遺構が存在する。

南辺部：Ⅱ期官衙外郭施設（南辺）の材木列・大溝・外溝，櫓状建物などの遺構が存在する。

廃寺部：郡山廃寺の講堂・僧房，廃寺を囲む材木列や門，四面廂付建物を含む大型の掘立柱建物などの遺構が存在する。

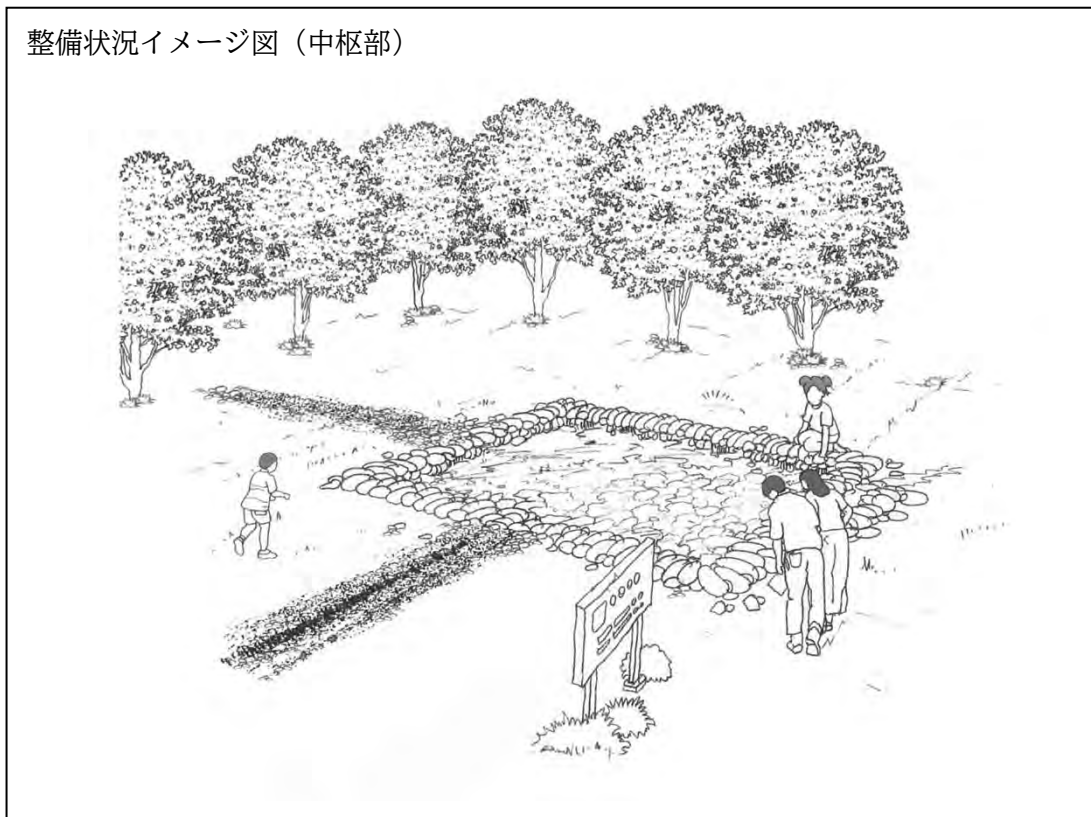
整備基本計画では，目的及び機能，公有化の状況等に応じてこのゾーニングを深化させた区域設定を行った上で，段階的な整備の在り方等を検討していくこととする。



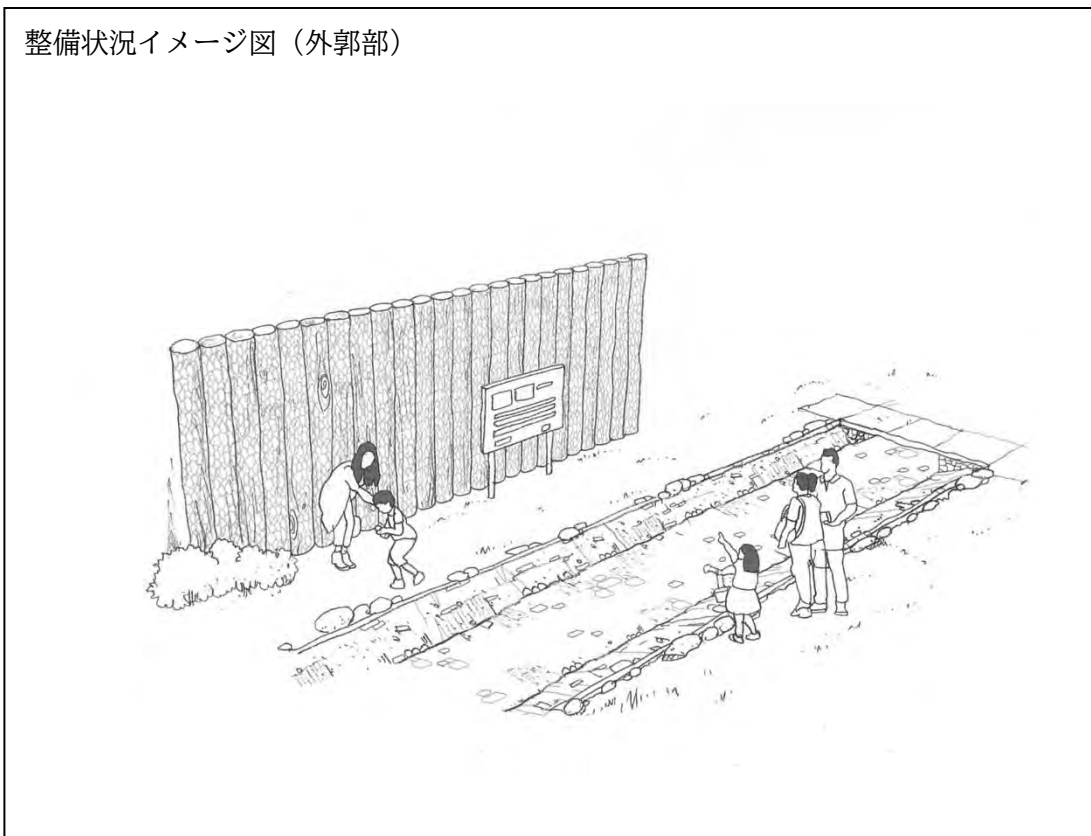
第●図 ゾーニング想定図

整備状況のイメージ

整備状況イメージ図（中枢部）



整備状況イメージ図（外郭部）



2 整備の方法

Ⅱ期官衙の中枢部及び南辺部、廃寺部の3つの地区を中心とした整備を行う。ただし、史跡指定地内は市道や民有地により分断されている部分も多々あり、現時点において一体的に整備を進められる状況にはない。

遺構の保存を最優先の前提とし、これらの諸条件を踏まえた上で、整備計画については保存活用計画に基づき郡山遺跡・陸奥国分寺跡等調査指導委員会に諮って別途策定することとする。

(1)保存のための整備の方法

① 構成要素の保存に必要な整備の技術的手法 ■●

- ・盛土造成等により地下遺構を確実に保存するとともに、地盤を平坦化し、史跡地内に存在する段差等を解消する。①
- ・遺構の保存上影響を及ぼす恐れのある樹木の間伐や剪定等を行うとともに、芝張り等を行い、雑草の繁茂を防ぐ。②
- ・遺構の保存を前提とした上で、暗渠や側溝等の雨水排水設備を整備し、土壌の流出等を防ぐ。③
- ・防災設備は遺構の保存と景観の保全に配慮した位置・規模・外観等を検討した上で設置する。④
- ・史跡境界標を設置し、保存の対象となる箇所を地表面で把握できるようにするとともに、標識や説明板は、既存のものを含めて位置や数量等を整理した上で計画的に設置する。⑤
- ・史跡地近辺に、ガイダンス施設に併設する形で、継続的な発掘調査を行うための調査・整理作業拠点及び、出土遺物や記録類を適切に保存するための保管施設の整備を検討する。⑥



仙台郡山官衙遺跡群
史跡地内 段差



仙台郡山官衙遺跡群
史跡地内 樹木



仙台郡山官衙遺跡群
史跡地内 大雨後の冠水状況



斎宮跡(三重県)史跡境界標
(引用・参考文献※1)

(2)公開活用のための施設整備の方法

① 史跡における遺構の復元展示・表示等の技術的手法

〈学びの場としての整備について〉

- ・ 個々の遺構の具体的な表示・展示の手法については整備基本計画において検討するが、Ⅱ期官衙について、石組池・石敷・石組溝など、郡山官衙遺跡の本質的価値を特徴的に示す遺構については復元展示を検討する。◆ ①④
- ・ 政庁跡及び郡山廃寺の建物配置や外郭南辺材木列等の整備により、古代地方官衙の空間的なスケールが体感できるようにするとともに、Ⅰ期官衙からⅡ期官衙への変遷が伝わるよう展示手法を検討する。◆ ②③
- ・ 史跡の歴史的背景を踏まえた企画等の実施を想定した復元展示・表示等の方法を検討する。◆ ②③

〈親しむ場としての整備について〉

- ・ 遺構の復元展示等を実施する際は、作業工程の一部を市民とともに行うなど、市民協働での整備を図る。■● ②

〈楽しむ場としての整備について〉

- ・ 古代体験の場としての活用を見据えた復元展示・表示等の方法を検討する。●◆ ②



遺構表示の例：弘田柵跡(秋田県)

遺構復元展示の例：飛鳥板蓋宮跡(奈良県)

HP等?より



遺構模型展示の例：秋田城跡(秋田県)

② 案内・解説・展示に必要な施設の整備に係る技術的手法

〈学びの場としての整備について〉

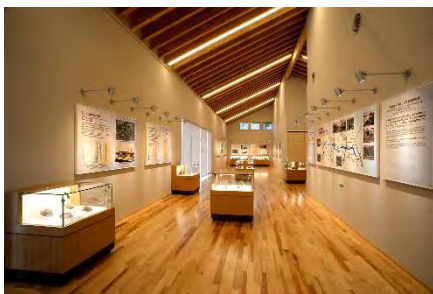
- ・仙台郡山官衙遺跡群の内容について説明する標柱，説明板等やガイダンス機能等をもたせた施設を整備し，本史跡の本質的価値を一般の来訪者に分かりやすく展示する。その際，従来の文字や写真等による展示だけでなく，動画やVR・ARなど，デジタル技術を活用した効果的な案内・解説・展示を検討する。また，その際利用者として想定される学校等と意見交換を行うなど，より利用しやすい施設の整備を図る。■◆ 7⑥

〈親しむ場としての整備について〉

- ・史跡公園としての利用方法や注意事項についての案内板等を適切に設置する。●■ ⑥

〈楽しむ場としての整備について〉

- ・ライトアップ等，観光面での効果が期待される展示手法についても導入方法等を検討する。●■ ⑥



陸奥国分寺・尼寺跡ガイダンス施設



(ガイダンス施設内) 陸奥国分寺跡 VR

③ 本質的価値の普及・啓発に必要なパンフレットその他の情報発信に係る技術的手法

〈学びの場としての整備について〉

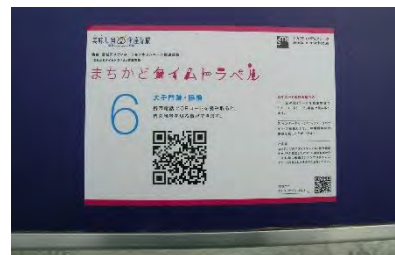
- ・従来行っている紙製のパンフレットの発行に加えて，仙台市ホームページからのダウンロードや，二次元コードを読み取ることで音声案内・画像の取得等が可能になるような説明板等の設置など，デジタル環境における情報取得を可能にする。その際，デジタル環境のみで完結する情報発信だけでなく，現地の展示等とARで連動させるなど，多様な利活用の方法を模索する。●■ ⑥

〈親しむ場としての整備について〉

- ・市の広報誌等での情報発信や，公共施設でのパンフレット等の配布のほか，民間の情報発信媒体との連携を検討する。●■ ⑥

〈楽しむ場としての整備について〉

- ・見学コースや見どころを紹介するマップなど，セルフガイドに活用できる媒体を整備する。●■ ⑥



仙台城跡 二次元コード付きの看板
(平成20年時点・その後更新あり)

④ 公開に必要な情報発信のための施設等の整備（設置）に係る技術的手法

〈学びの場としての整備について〉

- ・公園内を、海外からの来訪者も含めた誰もが気軽に散策しながら本史跡を理解できるように、ユニバーサルデザインに基づく標示やバリアフリー仕様・多言語仕様で整備する。● ⑥



陸奥国分寺跡 バリアフリー園路

〈親しむ場としての整備について〉

- ・地域住民が目にする場所に、行事予定等を発信できる掲示板等の設置を検討する。●■ ⑥

〈楽しむ場としての整備について〉

- ・国内外の遠方からの来訪者などにも対応できるよう、公共交通機関（JR長町駅・太子堂駅、地下鉄南北線長町駅）からの案内表示や、周辺遺跡等の周遊がしやすくなるような工夫（仙台コミュニティサイクル（DATE BIKE）のサイクルポートの設置、仙台 MaaS（Mobility as a Service）などとの連携）を行う。● ⑥



史跡地近隣の DATE BIKE
サイクルポート

⑤ 便益管理施設の整備（設置）に係る技術的手法

〈学びの場としての整備について〉

- ・企画行事や体験活動等での利用を想定した研修施設や光熱水設備、ボランティア活動拠点、関連書籍等の物販設備等の整備をガイダンス施設に併設する形で検討する。● ⑥
- ・団体利用や幅広い生涯学習者の利用を想定したトイレ・水飲み場・AED 等の設備の数量・設置場所などの仕様を検討する。● ⑥



陸奥国分寺跡ガイダンス施設
作業学習室

- ◆◆ 便益管理施設は、史跡にかかわりのある意匠を取り入れたり、遺構復元を兼ねた施設にするなど、史跡の景観に馴染むように工夫する。

〈親しむ場としての整備について〉

- ・市民の憩いの空間となるように、居久根（いぐね）など現在において地域に親しまれている景観を活かした歴史公園として整備していくため、案内板や照明、休息施設、イベントや災害時等に利用可能な屋外水道・電源等の便益管理施設を設置する。また、現地の地下水源の活用も検討する。●■ ⑥



陸奥国分寺跡
「天平廻廊」（休憩施設）

- 安全な利用環境確保のための園路や車両進入防止柵、防犯カメラ・防犯灯、史跡地近隣住民の住環境に配慮した境界柵等を設置する。
- 市民が楽しめる都市の緑地、特に「仙台市あすと長町土地区画整理事業」の緑の景観軸としての環境づくりを行うとともに、地域に親しまれる公園として、それぞれのコミュニティの活性化に寄与する場とするため、地域活動等多目的な用途に使用可能な広場や緑陰をもたらす植栽を整備する。また、防災面も含めた都市公園的機能も取り入れる。



陸奥国分寺跡
緑地広場・植栽・ベンチ

〈楽しむ場としての整備について〉

- 利用者の利便性向上のため、史跡地近辺に駐輪場や駐車場等の設置を検討する。● ⑥
- 海外からの来訪を含む観光利用を想定した案内板や自動販売機、公衆無線 LAN 等の設置を検討する。● ⑥
- ① 整備が完了するまでの誘客につながるような暫定整備（花壇・表示・園路等）を検討する。

⑥ 周辺に所在する他の文化財との連携を視野に入れた情報提供に係る技術的手法

〈学びの場としての整備について〉

- ・古代史の大きな流れの中での関連遺跡とのつながり等が理解しやすくなるような展示内容を検討する。◆◆ ③⑦
- ・教育旅行での活用を考え、教科書の内容と関連した周辺の文化財等とのかかわりに関する情報を発信する。◆◆ ⑥

〈親しむ場としての整備について〉

- ・関連遺跡のつながりや遺跡ネットワークについて周知するためのパンフレット・ホームページ等での情報提供（仙台郡山官衙遺跡群を起点とした散策マップや遺跡を巡る動画など）を検討する。◆◆ ⑥

〈楽しむ場としての整備について〉

- ・「遺跡ネットワーク」の一翼を担えるよう、各遺跡における案内板の統一等を図るなど、一連の歴史の中における位置付けが捉えやすくなるように工夫する。◆◆ ⑥
- ・パンフレットやホームページ等で、関連遺跡を巡るモデルコースや交通アクセス情報を提供する。◆◆ ⑥



陸奥国分寺跡 案内板



仙台城跡 案内板

第10章 運営及び体制整備

1 運営・体制整備の方向性

【運営・体制整備の基本方針】（100 ページより）

- **基本理念を実現するため**，市の関連部局や，関連教育機関・専門機関等と連携した運営を行う。
- ◆ **将来にわたって史跡が守り伝えられていくように**，近隣住民や学校をはじめとした市民の理解と協力を得られるような関係を構築する。
- **多くの人が史跡を身近なものとし**，運営に携わっていけるようにするため，地域住民をはじめとしたボランティアの養成や，民間事業者との連携に努める。

上記の基本方針を達成するため，運営・体制整備の方向性を以下のように整理する。

■ 行政関係部局間の連携強化

- ・ 史跡の整備事業は，まちづくり計画，道路整備部門や区役所との連携により成り立つものであり，これらの関連部局と一体となって事業を進めることとする。
- ・ 引き続き学校教育機関や社会教育機関と連携した運営・体制整備を推進する。

■ 専門的知識の活用

- ・ 史跡の整備事業には，日本古代史，考古学，造園学，都市防災等の専門的知識の活用が不可欠になる。整備事業の実施にあたっては，この点に留意し，古代城柵官衙遺跡の関連機関をはじめとした，各種専門機関との連携を図ることとする。

◆● 地域住民及び市民・利用者の参画

- ・ 史跡の整備の実施に当たっては，地域住民及び市民・利用者の理解と協力が不可欠であり，十分な納得が得られた上で進める必要がある。利用者，特に市民や地域住民が，本史跡を，約 1300 年の歴史がある誇るべきものとしての認識を共有できる機会や手法（ボランティアの養成など）を検討していくこととする。
- ・ 民間事業者等もステークホルダーとして運営等に携われるような体制の充実を図ることとする。

2 運営・体制整備の方法

(1) 関係機関の連携推進 ■

仙台市教育委員会ほか市内部関係部局・文化庁・財務省・個人土地所有者間において、史跡整備に関係する事項についての必要な情報共有等が行えるよう連携を図る。

(2) 学校教育・社会教育との連携強化 ■

これまでも郡山遺跡についての出前授業や市政出前講座，郡山遺跡を活用した中学生の職場体験の受け入れなどを行ってきた。また小・中学生による花壇づくりをとおして，史跡地内の美化活動に取り組んできた。今後は，学校や市民センターの職員からのアンケートや定期的な情報交換などにより，児童生徒や市民の方々のニーズを把握しながら，学校教育や社会教育における普及啓発事業の改善を図っていく。また，学校や市民センターの職員自身が郡山遺跡についての理解を深められるような研修機会の提供について検討する。

(3) 調査指導委員会による整備基本計画の検討及び研究機関との連携 ■

史跡の整備に当たっては、「郡山遺跡・陸奥国分寺跡等調査指導委員会」に諮り，整備基本計画を策定する。委員は，日本古代史・考古学・造園学等の専門的知識を有する人材を招聘するとともに，必要に応じて委員を再構成し，指導・助言を受けることとする。

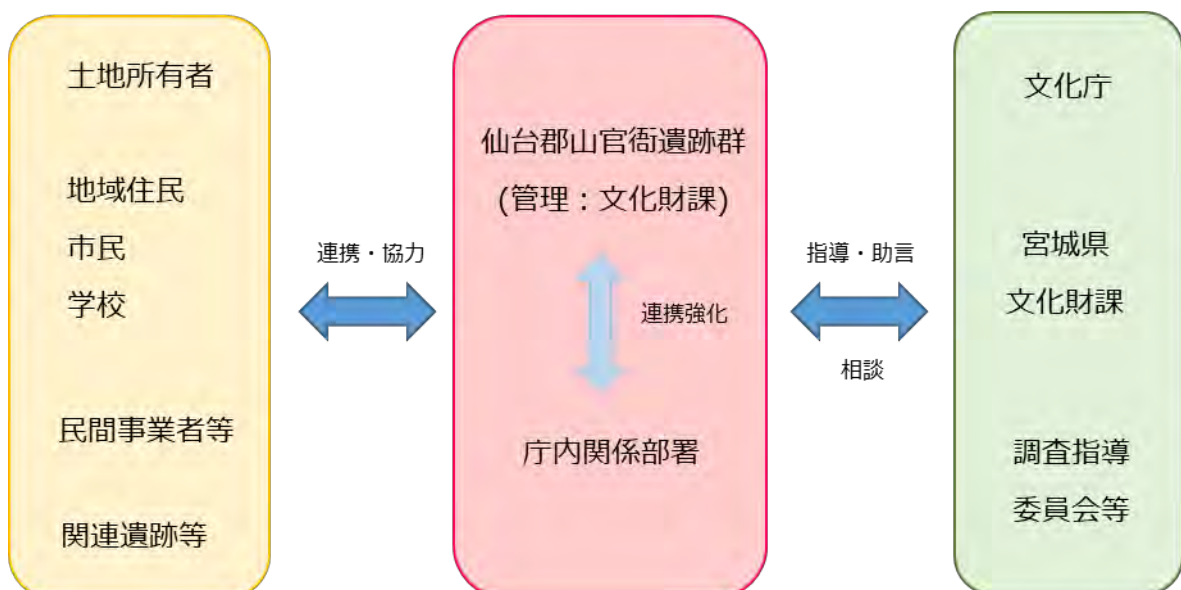
併せて，古代城柵官衙遺跡の関連機関をはじめとした各種研究機関との情報交換や連携に努め，整備計画に反映させる。

(4) 地域住民及び市民・利用者参画体制の強化 ◆◆

史跡の整備に当たっては，地域住民及び市民・利用者の参画が不可欠である。地域住民及び市民・利用者が，史跡に対して積極的に関わる機会及びボランティア組織等の体制を整備し，史跡が地域にとって誇れる財産として活用されるよう努める。

(5) 民間事業者等との連携 ◆◆

地域のイベント・ワークショップ等を企画・運営する団体等との協力体制や，地域情報の発信・広報を行う媒体等との連携について検討するなど，様々な民間事業者や市民活動団体，NPO法人等が史跡に関わっていけるような運営・体制の充実を図る。



第 四 図 運営・体制 概念図

第11章 施策の実施計画と自己点検・評価

1 実施計画

第1章5「計画の期間」において、本計画の期間は令和6年度～25年度の20年間としたが、おおむね10年間で見直しを図ることとしたため、施策の実施にあたり、1年目から10年目まで（令和6～15年度まで）を前期、11年目から20年目の間（令和16～25年度まで）を後期とした上で、前期を①（令和6～10年度）と②（令和11～15年度）に分けて事業の実施計画を策定する。

主に、前期-①の整備計画（整備基本計画・基本設計・実施設計）の策定状況に関わらず実施する事業と、整備計画策定を終えた後に実施する事業を想定している。期分けした上で順次整備を行う場合は、前期-①の整備計画策定後、条件が整い次第次期以降の設計・整備を行うこととする。

なお、本実施計画は、必要に応じて見直しを行うこととする。

	実施内容	前期（R6～15年度）		後期（R16～25年度）	
		前期-① （R6～10年度）	前期-② （R11～15年度）		
保存管理	調査研究	■	■	■	
	維持管理	■	■	■	
	現状変更への対応	■	■	■	
	公有化	■	■	■	
	追加指定	■	■	■	
活用	学校教育における活用	学校のカリキュラムと連動	■	■	■
		体験学習の場の創出	■	■	■
		高校生サポーター養成講座		■	■
		大学等との研究教育プログラム		■	■
	社会教育・生涯学習 における活用	歴史的背景を踏まえた活用		■	■
		古代体験の場の創出		■	■
		市民参画の活用・運営管理		■	■
	地域における活用	地域と連携した活用		■	■
		多面的な媒体による情報発信		■	■
		公開・展示の充実		■	■
		遺跡ネットワーク化	■	■	■
		交流拠点としての活用		■	■
		観光面での活用		■	■
防災に資する場としての活用			■	■	
整備	★ 整備計画の策定	■	■	■	
	保存のための整備	■	■	■	
	公開活用のための施設整備		■	■	
運営・体制整備	関係機関の連携推進	■	■	■	
	委員会による整備基本計画の検討及び関連機関との連携	■	■	■	
	地域住民及び市民・利用者参画体制の強化		■	■	
	学校教育・社会教育との連携強化	■	■	■	
	民間事業者等との連携		■	■	
		■	■		
		■	■		

■ 随時実施

■ 条件が整い次第実施

2 自己点検・評価

(1) 自己点検・評価の方向性

本計画において提示した施策について、定期的実施状況等を把握し、適切な進捗管理を行うため、4年に1回、自己点検・評価を行う。

史跡を取り巻く状況の変化なども鑑みた上で、各施策の進捗状況を分析し、課題の把握や改善策の検討を行う。

(2) 自己点検・評価の方法

自己点検・評価は、管理主体である仙台市教育委員会が実施することとし、平成27年に文化庁文化財部記念物課が発行した『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』掲載の自己点検表を用いて評価を行う。なお、点検表については、状況の変化等に応じて項目の追加修正を検討する。

自己点検・評価を行い、その結果を検討した上で、本計画の見直しが必要と考えられる場合は、「郡山遺跡・陸奥国分寺跡等調査指導委員会」に諮り、計画の改定を検討する。

史跡等の名称					
管理団体、所有者名					
項目	実施例	取組状況			
		未取組	計画中である	取組済	備考 (現状、目的、成果等を記入)
(1) 基本情報に関する こと	ア) 標識は適正に設置されているか	1	2	3	
	イ) 境界標の設置、現地での範囲の把握はできているか	1	2	3	
	ウ) 説明板は設置されているか	1	2	3	
(2) 計画策定等に関する こと	ア) 保存活用計画は策定されているか	1	2	3	
	イ) 保存活用計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
	ウ) 保存活用計画の見直しは実施されているか	1	2	3	
(3) 保存に関する こと	ア) 指定、選定時における本質的価値について十分把握できているか	1	2	3	
	イ) 調査等により史跡等の価値等の再確認はできているか	1	2	3	
	ウ) 専門技術者の参加、連携は図られているか	1	2	3	
	エ) 史跡等の劣化状況や保存環境に係る調査はされているか	1	2	3	
	オ) 災害対策は十分されているか	1	2	3	
	カ) 保存活用計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
(4) 管理に関する こと	ア) 日常的な管理はされているか	1	2	3	
	イ) 特別な技術等が必要な部分の管理はされているか	1	2	3	
	ウ) 史跡等周辺の環境保全のために、地域住民や関係機関との連携が図られているか	1	2	3	
	エ) 条例、規則、指針等、環境保全の措置を定め、実行しているか	1	2	3	
	オ) 保存活用計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
(5) 公開、活用に関する こと	ア) 公開が適切に行われているか	1	2	3	
	イ) 史跡等の本質的価値を学び理解する場となっているか	1	2	3	
	ウ) 市民の文化的活動の場となっているか	1	2	3	
	エ) まちづくりと地域のアイデンティティの創出がされているか	1	2	3	

	オ) 文化的観光資源としての活用がされているか	1	2	3		
	カ) 体験学習等は計画的に実施しているか	1	2	3		
	キ) バンフレット等は活用されているか	1	2	3		
	ク) 外国人向けの対応はなされているのか	1	2	3		
	ケ) ガイダンス等の施設は十分に活用されているか	1	2	3		
(6) 整備に関すること	ア) 整備基本計画は策定されているか	1	2	3		
	イ) 史跡等の表現は、学術的根拠に基づいているか	1	2	3		
	ウ) 遺構等に影響がないように整備されているか	1	2	3		
	エ) 修復において、伝統技術を十分尊重して実行できたか	1	2	3		
	オ) 整備後に、修復の状況を管理しているか	1	2	3		
	カ) 復元展示において、当時の技法、意匠、工法、材料について十分検討したか	1	2	3		
	キ) 活用を意識した整備が行われているか	1	2	3		
	ク) 多言語に対応した整備が行われているのか	1	2	3		
	ケ) 整備において目指すべき環境等の姿を実施できたか	1	2	3		
	コ) 整備基本計画に基づいて実施されているか	1	2	3		
	サ) 整備基本計画の見直しはされているか	1	2	3		
	(7) 運営・体制・連携に関すること	ア) 運営については適切に行われているか	1	2	3	
		イ) 体制については十分であるか	1	2	3	
ウ) 他部署との連携については十分であるか		1	2	3		
エ) 地域との連携については十分であるか		1	2	3		
(8) 予算に関すること	ア) 予算確保のための取組はあるか。	1	2	3		

『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』掲載の自己点検表

【資料】

用語集

項目（案）

官衙

城柵

国府

平瓶

円面硯

瓦（軒平瓦・軒丸瓦）

鷗尾

木簡（定木用木簡）

正殿

基壇建物

材木列（一本柱列）

掘立柱建物

竪穴建物

総柱建物

評衙

講堂

僧房

金堂

（国造制）

（評制）

（柵戸）

（条坊制）

（宮城）

（大極殿）

（朝堂）

（塙地）

（政庁）

鎮守府

郡山遺跡・陸奥国分寺跡等調査指導委員会設置要綱

(令和18年11月30日教育長決裁)

(設置)

第1条 郡山遺跡及び陸奥国分寺跡・尼寺跡の発掘調査事業等（以下「事業」という。）を円滑に実施するため、郡山遺跡・陸奥国分寺跡等調査指導委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、事業に関し、指導及び助言を行なうものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員10名以内をもって組織する。

2 委員は、考古学・歴史学又は建築史学に関し専門的知識を有する者、その他教育長が適当と認める者のうちから、教育長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、教育長が必要があると認めるときは、委員の任期を3年未満の期間とすることができる。

3 委員は再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長それぞれ1名を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育局生涯学習部文化財課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成18年11月30日から実施する。

(郡山遺跡調査指導委員会設置要綱の廃止)

2 郡山遺跡調査指導委員会設置要綱(昭和55年8月7日教育長決裁)は、廃止する。

附 則 (R4 教生文第 481 号決裁)

この要綱は、令和4年4月27日から実施する。

〈史跡内土地台帳〉

No.	町名・大字・字	地域	地目	面積(㎡)	No.	町名・大字・字	地域	地目	面積(㎡)
1	仙台市太白区郡山三丁目	11-20	田	193.00	51	仙台市太白区郡山五丁目	31-6	宅地	234.02
2	仙台市太白区郡山三丁目	121-3	畑	897.00	52	仙台市太白区郡山五丁目	38-2	畑	1.63
3	仙台市太白区郡山三丁目	122	畑	114.00	53	仙台市太白区郡山五丁目	38-3	畑	59.00
4	仙台市太白区郡山三丁目	123	宅地	661.15	54	仙台市太白区郡山五丁目	39-1	田	715.00
5	仙台市太白区郡山三丁目	123-1	畑	1,106.00	55	仙台市太白区郡山五丁目	39-2	田	27.00
6	仙台市太白区郡山三丁目	123-2	山林	1,322.00	56	仙台市太白区郡山五丁目	40-2	田	895.00
7	仙台市太白区郡山三丁目	124-1	畑	1,960.00	57	仙台市太白区郡山五丁目	41	田	89.00
8	仙台市太白区郡山三丁目	124-2	畑	922.00	58	仙台市太白区郡山五丁目	42-12	田	187.00
9	仙台市太白区郡山三丁目	124-3	畑	152.00	59	仙台市太白区郡山五丁目	44	田	3,930.00
10	仙台市太白区郡山三丁目	124-4	宅地	162.35	60	仙台市太白区郡山五丁目	45	田	740.00
11	仙台市太白区郡山三丁目	126-6	宅地	209.27	61	仙台市太白区郡山五丁目	47	田	2,452.00
12	仙台市太白区郡山三丁目	126-7	宅地	30.78		(指定後に分筆)	(47-1)		
13	仙台市太白区郡山三丁目	127-1	畑	760.78		(指定後に分筆)	(47-2)		
14	仙台市太白区郡山三丁目	127-2	宅地	460.00	62	仙台市太白区郡山五丁目	50-2	田	34.00
15	仙台市太白区郡山三丁目	127-3	宅地	326.63	63	仙台市太白区郡山五丁目	51	田	3.30
16	仙台市太白区郡山三丁目	127-10	畑	720.50	64	仙台市太白区郡山五丁目	52-2	田	7.03
17	仙台市太白区郡山三丁目	127-11	畑	107.75	65	仙台市太白区郡山五丁目	57	学校用地	5,484.82
18	仙台市太白区郡山三丁目	127-12	宅地	240.89	66	仙台市太白区郡山五丁目	59-2	学校用地	1,672.00
19	仙台市太白区郡山三丁目	127-13	宅地	303.26	67	仙台市太白区郡山五丁目	61-1	宅地	25.00
20	仙台市太白区郡山三丁目	127-15	畑	2,301.00	68	仙台市太白区郡山五丁目	62	宅地	16.00
21	仙台市太白区郡山三丁目	127-16	畑	221.00	69	仙台市太白区郡山五丁目	63-1	宅地	1,234.00
22	仙台市太白区郡山三丁目 (指定後に分筆)	127-18 (127-24)	畑	871.00		(指定後に分筆)	(63-4)		
23	仙台市太白区郡山三丁目	127-22	宅地	104.53	70	仙台市太白区郡山五丁目	150-12	宅地	355.10
24	仙台市太白区郡山三丁目	127-23	畑	243.00	71	仙台市太白区郡山五丁目	3と4に挟まれ、6と8に挟まれるまでの水路敷		86.96
25	仙台市太白区郡山三丁目	128-31	宅地	194.21	72	仙台市太白区郡山五丁目	14と44に挟まれ、27-1と44に挟まれるまでの道路敷		127.00
26	仙台市太白区郡山三丁目	209-1	田	961.00	73	仙台市太白区郡山五丁目	25-13と39-1に接する土地		46.50
27	仙台市太白区郡山三丁目	209-2	田	761.00	74	仙台市太白区郡山五丁目	25-13と42-12と41に接する道路敷		44.96
28	仙台市太白区郡山三丁目	210	畑	1,517.00	75	仙台市太白区郡山五丁目	39-2と51に接する水路敷		53.92
29	仙台市太白区郡山三丁目	211	田	803.00	76	仙台市太白区郡山五丁目	47と57に挟まれ、47と58-2に挟まれるまでの水路敷		284.40
30	仙台市太白区郡山三丁目	209-1,209-2,210に接する水路敷		91.60	77	仙台市太白区郡山五丁目	57と59-2に挟まれた道路敷		401.95
31	仙台市太白区郡山三丁目	211に西接する道路敷		258.08	78	仙台市太白区郡山六丁目	212-1	宅地	224.29
32	仙台市太白区郡山五丁目	1-4	田	99.00	79	仙台市太白区郡山六丁目	212-5	宅地	1.33
33	仙台市太白区郡山五丁目	1-12	畑	1,537.00	80	仙台市太白区郡山六丁目	216	田	62.00
34	仙台市太白区郡山五丁目	2	田	241.00	81	仙台市太白区郡山六丁目	217	田	314.00
35	仙台市太白区郡山五丁目	3	田	62.00	82	仙台市太白区郡山六丁目	218	田	932.00
36	仙台市太白区郡山五丁目	4	雑種地	135.00	83	仙台市太白区郡山六丁目	219	田	214.00
37	仙台市太白区郡山五丁目	5	雑種地	115.00	84	仙台市太白区郡山六丁目	216と221-7に挟まれ、219と221-24に挟まれるまでの水路敷		86.52
38	仙台市太白区郡山五丁目	6	田	472.00					
39	仙台市太白区郡山五丁目	7-1	田	34.00					
40	仙台市太白区郡山五丁目	8	田	320.00					
41	仙台市太白区郡山五丁目	9	田	132.00					
42	仙台市太白区郡山五丁目	10	田	323.00					
43	仙台市太白区郡山五丁目	11	雑種地	218.00					
44	仙台市太白区郡山五丁目	12	雑種地	76.00					
45	仙台市太白区郡山五丁目	13	雑種地	241.00					
46	仙台市太白区郡山五丁目	14	田	228.00					
47	仙台市太白区郡山五丁目	19-1	田	20.00					
48	仙台市太白区郡山五丁目	25-13	田	736.00					
49	仙台市太白区郡山五丁目	30-1	宅地	211.81					
50	仙台市太白区郡山五丁目	31-1	宅地	220.75					
						計			45,438.07

〈郡山遺跡発掘調査報告書・パンフレット一覧〉

- 『郡山遺跡発掘調査概報』『年報1』仙台市文化財調査報告書第23集 1980. 3
- 『郡山遺跡Ⅰ』仙台市文化財調査報告書第29集 1981. 3
- 『郡山遺跡Ⅱ』仙台市文化財調査報告書第38集 1982. 3
- 『郡山遺跡－第13次－』仙台市文化財調査報告書第42集 1982. 3
- 『郡山遺跡Ⅲ』仙台市文化財調査報告書第46集 1983. 3
- 『郡山遺跡Ⅳ』仙台市文化財調査報告書第64集 1984. 3
- 『郡山遺跡Ⅴ』仙台市文化財調査報告書第74集 1985. 3
- 『郡山遺跡』仙台市文化財パンフレット第10集 1985. 10
- 『郡山遺跡Ⅵ』仙台市文化財調査報告書第86集 1986. 3
- 『郡山遺跡Ⅶ』仙台市文化財調査報告書第96集 1987. 3
- 『郡山遺跡Ⅷ』仙台市文化財調査報告書第110集 1988. 3
- 『郡山遺跡Ⅸ』仙台市文化財調査報告書第124集 1989. 3
- 『郡山遺跡』仙台市文化財パンフレット第18集 1989. 12
- 『郡山遺跡Ⅹ』仙台市文化財調査報告書第133集 1990. 3
- 『郡山遺跡－第84・85次－』仙台市文化財調査報告書第145集 1990. 6
- 『郡山遺跡Ⅺ』仙台市文化財調査報告書第146集 1991. 3
- 『郡山遺跡－第65次発掘調査報告書－』仙台市文化財調査報告書第156集 1992. 3
- 『郡山遺跡Ⅻ』仙台市文化財調査報告書第161集 1992. 3
- 『郡山遺跡ⅩⅢ』仙台市文化財調査報告書第169集 1993. 3
- 『郡山遺跡ⅩⅣ』仙台市文化財調査報告書第178集 1994. 3
- 『郡山遺跡ⅩⅤ』仙台市文化財調査報告書第194集 1995. 3
- 『郡山遺跡ⅩⅥ』仙台市文化財調査報告書第210集 1996. 3
- 『郡山遺跡ⅩⅦ』仙台市文化財調査報告書第215集 1997. 3
- 『郡山遺跡－第112次－』仙台市文化財調査報告書第222集 1997. 3
- 『発掘！郡山遺跡－郡山遺跡に埋もれた歴史を掘る－』仙台市文化財パンフレット第40集 1997. 10
- 『郡山遺跡ⅩⅧ』仙台市文化財調査報告書第227集 1998. 3
- 『郡山遺跡ⅩⅨ』仙台市文化財調査報告書第234集 1999. 3
- 『郡山遺跡ⅩⅩ』仙台市文化財調査報告書第244集 2000. 3
- 『郡山遺跡21』仙台市文化財調査報告書第250集 2001. 3
- 『郡山遺跡－第124次発掘調査報告書－』仙台市文化財調査報告書第251集 2001. 3
- 『郡山遺跡22』仙台市文化財調査報告書第258集 2002. 3
- 『郡山遺跡23』仙台市文化財調査報告書第263集 2003. 3
- 『郡山遺跡24』仙台市文化財調査報告書第269集 2004. 3
- 『郡山遺跡』仙台市文化財パンフレット第54集 2004. 10
- 『郡山遺跡発掘調査報告書－総括編(1), (2)－』仙台市文化財調査報告書第283集 2005. 3
- 『郡山遺跡25』仙台市文化財調査報告書第284集 2005. 3
- 『郡山遺跡－第162次調査1区・164次調査－』仙台市文化財調査報告書第288集 2005. 3
- 『郡山遺跡26』仙台市文化財調査報告書第296集 2006. 3
- 『郡山遺跡27』仙台市文化財調査報告書第307集 2007. 3
- 『郡山遺跡28』仙台市文化財調査報告書第327集 2008. 3
- 『郡山遺跡29』仙台市文化財調査報告書第347集 2009. 3

- 『郡山遺跡 30』 仙台市文化財調査報告書第 373 集 2010. 3
- 『郡山遺跡－国史跡仙台郡山官衙遺跡群 郡山官衙遺跡 郡山廃寺跡－』
仙台市文化財パンフレット第 63 集 2010. 3
- 『郡山遺跡－第 190 次調査－』 仙台市文化財調査報告書第 389 集 2011.12
- 『郡山遺跡－第 200 次調査－』 仙台市文化財調査報告書第 391 集 2011. 3
- 『郡山遺跡 31』 仙台市文化財調査報告書第 394 集 2011. 3
- 『郡山遺跡 32』 仙台市文化財調査報告書第 406 集 2012. 3
- 『郡山遺跡－第 167・180・196 次調査－』 仙台市文化財調査報告書第 412 集 2013. 3
- 『郡山遺跡 33』 仙台市文化財調査報告書第 417 集 2013. 3
- 『郡山遺跡 34』 仙台市文化財調査報告書第 429 集 2014. 3
- 『郡山遺跡 35』 仙台市文化財調査報告書第 438 集 2015. 3
- 『郡山遺跡 36』 仙台市文化財調査報告書第 450 集 2016. 3
- 『郡山遺跡 37』 仙台市文化財調査報告書第 460 集 2017. 3
- 『郡山遺跡 38』 仙台市文化財調査報告書第 470 集 2018. 3
- 『郡山遺跡 39』 仙台市文化財調査報告書第 478 集 2019. 3
- 『郡山遺跡 40』 仙台市文化財調査報告書第 484 集 2020. 3
- 『郡山遺跡 41』 仙台市文化財調査報告書第 492 集 2021. 3

〈引用・参考文献〉

- 阿部 義平『官衙』考古学ライブラリー50 ニュー・サイエンス社 1989
- 阿部 義平「城柵と国府・郡家の関連－仙台市郡山遺跡をめぐる－」
『国立歴史民俗博物館研究報告 第20集』国立歴史民俗博物館 1989
- 阿部 義平「藤原京・平城京の構造」『古代王権の空間支配』青木書店 2003
- 石松 好雄・桑原滋郎『大宰府と多賀城』古代日本を発掘する－4 岩波書店 1985
- 伊東 信雄「郡山古瓦出土地」『仙台市史第3巻別冊1』1950
- 今泉 隆雄「第2章陸奥国と仙台平野 第1節陸奥国の始まりと郡山遺跡 1 道奥国の設置
2 郡山遺跡と国府, 4 移民と宮城評・名取評の設置」
『仙台市史 通史編2 古代中世』仙台市史編さん委員会 2000
- 今泉 隆雄「多賀城の創建－郡山遺跡から多賀城へ－」『条里制・古代都市研究』17号
条里制古代都市研究会 2001
- 内田 和伸「歴史的脈絡に因む平城宮跡の活用方法」『歴史的脈絡に因む遺跡の活用－儀式・行事の再現
と地域間交流の再構築－』奈良文化財研究所 2021
- 鐘江 宏之「七世紀の地方社会と木簡」『日本の時代史3 倭国から日本へ』吉川弘文館 2002
- 工藤 雅樹『蝦夷と古代東北史』吉川弘文館 1998
- 工藤 雅樹『日本の古代遺跡15 宮城』保育社 1984
- 工藤 雅樹『城柵と蝦夷』考古学ライブラリー51 ニュー・サイエンス社 1989
- 工藤 雅樹『蝦夷の古代史』平凡社 2001
- 熊谷 公男「蝦夷と王宮と王権と－蝦夷の服属儀礼からみた倭王権の性格－」
『奈良古代史論集』第三集 真陽社 1997
- 熊谷 公男『蝦夷の地と古代国家』日本史リブレット11 山川出版社 2004
- 熊谷 公男『古代の蝦夷と城柵』吉川弘文館 2004
- 坂井 秀弥「国府と郡家－地方官衙遺跡からみた実像」『社会集団と政治組織』列島の古代史3
岩波書店 2005
- 全国史跡整備市町村協議会東北地区協議会『30周年記念誌』2021
- 高瀬 要一「日本の方池と韓国の方池」『奈良文化財研究所紀要』奈良文化財研究所 2001
- 立石 堅志「特別史跡平城宮跡での古代行事再現－平城遷都1300年祭での事例について－」『歴史的脈
絡に因む遺跡の活用－儀式・行事の再現と地域間交流の再構築－』奈良文化財研究所 2021
- 土橋明梨紗「石神遺跡出土の東北系黒色土器－石神遺跡第3～8・11次ほか」『奈良文化財研究所紀要』
奈良文化財研究所 2020
- 内藤 政恒「東北地方発見の重弁蓮華文鏡瓦についての一考察(下)」『寶雲』第22号 1938
- 長島 榮一「仙台市郡山遺跡出土の平瓦について」『阿部正光君追悼集』阿部正光君追悼集刊行会
2000
- 長島 榮一「仙台市郡山遺跡の倉庫群」『郡衙正倉の成立と変遷』奈良文化財研究所 2000
- 長島 榮一「仙台市郡山遺跡の調査成果－陸奥国成立期の官衙について－」『日本考古学』
第18号 日本考古学協会 2004
- 長島 榮一「仙台市郡山遺跡・郡山廃寺の調査」『地方官衙と寺院－郡衙周辺寺院を中心として－』
奈良文化財研究所 2005
- 長島 榮一『日本の遺跡35 郡山遺跡』同成社 2009
- 長島 榮一「陸奥国府の成立」『古代文化』第63巻第3号 財団法人古代学協会 2011
- 長島 榮一「初期官衙の成立と移民・移動」『講座 東北の歴史 第1巻 争いと人の移動』清文堂 2012

- 奈良文化財研究所『デジタルコンテンツを用いた遺跡の活用』2016
- 奈良文化財研究所『史跡等を活かした地域づくり・観光振興』2018
- 林部 均 「東日本出土の飛鳥・奈良時代の畿内産土師器」『考古学雑誌』第72巻 第1号 1986
- 林部 均 「律令国家と畿内産土師器－飛鳥・奈良時代の東日本と西日本－」『考古学雑誌』
第77巻 第4号 1992
- 林部 均 「古代宮都と郡山遺跡・多賀城－古代宮都からみた地方官衙論序説－」
『国立歴史民俗博物館研究報告 第163集』国立歴史民俗博物館 2011
- 文化庁 文化財部記念物課 『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』 2015
- 文化庁 地域文化創生部 『先端技術による文化財活用ハンドブック』 2020
- 文化庁 地域文化創生部 『文化財を活用したユニークベニューハンドブック』 2019
- 山中 敏史『古代地方官衙遺跡の研究』塙書房 1994
- 山中 樵 「漆液を容れたる陶器（附陸奥国名取郡家の遺址）」『考古学雑誌』第5巻第5号 1915
- 行橋市教育委員会『史跡福原長者原官衙遺跡保存活用計画』2019

史跡仙台郡山官衙遺跡群 保存活用計画

令和 () 年 月

編集・発行 仙台市教育委員会
〒980-0011 宮城県仙台市青葉区上杉一丁目5番12号
TEL 022-214-8893
FAX 022-214-8399

印 刷
〒
TEL
FAX

- 全国的にも最古段階に位置付けられる**古代の地方官衙**。
- 律令国家が東北地方太平洋側の支配のために設けた最初期のもので、**文献に残らなかった官衙の存在が発掘調査を通して明らかになった点においても、7～8世紀の日本古代史の解明に不可欠な遺跡**。

- I期官衙において評の成立を示すとみられる「名取」刻書のある土師器が出土しており、**律令国家による地方支配の進展を考える上でも貴重な遺跡**。

土師器に刻書された「名取」の文字



- I期官衙は『日本書紀』にみられる日本海側の淳足柵・磐舟柵に対応する太平洋側最古の城柵、II期官衙は多賀城創建以前の陸奥国府と考えられ、**古代国家成立期における東北地方の政治・軍事の拠点施設の具体的な様相を知ることができる貴重な遺跡**。

- 石組池（II期官衙の中枢部に位置）は、蝦夷が天皇に対する服属儀礼を行った飛鳥石神遺跡の石組池とほぼ同じ構造を持っていることから、これと同様の儀礼が行われたと推察。現在までに、飛鳥地方以外で類似の遺構が発見された例は本遺跡のみであり、**国家北辺における地域支配の展開過程を知る上で重要な遺跡**。

石組池



- II期官衙のほぼ正方形を成す平面形や規模、外郭に空閑地のある構造は藤原宮がモデルと考えられるが、同様の空閑地は九州（豊前国）の福原長者原官衙遺跡（7世紀末～8世紀中葉）にもみられ、**古代国家が日本列島の北辺と西辺において中央政府の威信を示そうとした意図が伺える**。

藤原京模型



- II期官衙は、1辺428mに及ぶ材木列を四周に巡らし、官衙の南方には伽藍を擁する寺院を配置するなど、**古代地方官衙の空間的スケールを示す遺跡として重要**であるとともに、古代における「日本」という国の成り立ちに関わった、**飛鳥時代の宮殿域（石組池・石敷・榎の木の間）を地方にあって体感できる貴重な遺跡**。
- 古代の東北地方において、日本海側と太平洋側に対する政策の様相は連動していると考えられ、**律令国家成立期の東北地方に対する政策を知る上で貴重な遺跡**。

- 西台畑・長町駅東遺跡などの集落や向山横穴墓群などの墓域、東山道（未発見）などとも関連し、**仙台平野南部に対して大きく影響を及ぼすとともに、現在の宮城県域に止まらず、遺物等を通じて奥羽山脈の西側や北東北とも関連が窺われ、広範囲に影響力を及ぼした重要な遺跡**。

- 畿内産土師器（I期官衙出土）からは畿内からの役人の派遣が、関東地方の特徴を示す土師器からは関東からの移民が伺える。一方、本遺跡出土の黒色土器と形状や調整方法の類似した土器が飛鳥石神遺跡で出土するなど、**広域な地域間交流が伺える遺跡**。

左：関東地方の特徴を示す土師器
中：畿内産土師器
右：東北地方の土師器（黒色土器）



- II期官衙の構造や建物配置は、日本最初の中国風都城である藤原宮がモデルと考えられ、**古代国家形成期における東アジアとの国際交流や文化伝播を考える上で貴重な遺跡**。

- 郡山廃寺は、東北地方で伽藍を有する最古段階の寺院であり、**東アジアにおける仏教文化の広がりや、寺院の造営に伴う建築・造瓦・工芸などの様々な技術の伝播を考える上で重要な遺跡**。

寺院の建物に葺かれた瓦



- 郡山は、名取川と広瀬川に囲まれ、河川交通や太平洋における海洋交通に適した地。飛鳥～奈良時代の官衙の設営に始まり、鎌倉時代の奥州合戦時には奥大道（未発見）を源頼朝軍が通過したと考えられ、関ヶ原合戦では伊達政宗が北目城（郡山遺跡に隣接）に陣を置き、現代でも東北地方の物流拠点として重要な役割を果たした長町駅貨車操車場（長町ヤード）やJR長町駅が位置。郡山遺跡はこうした**古代から現代に至る「物流の要衝としての郡山地区」のはじまりを象徴**。

① 東北古代史のはじまりを象徴する遺跡

② 中央集権国家成立期の北辺政策による遺跡

③ 東北地方から東アジアに及ぶ人・文化・技術の交流を示す遺跡